

### 3.2 社会的状況

#### 3.2.1 人口及び産業の状況

##### (1) 人口の状況

真庭市における平成29年～令和4年の人口及び世帯数は、表3.2.1-1に示すとおりである。

令和4年1月1日時点における真庭市の人口は43,424人、世帯数は17,640世帯である（いずれも速報値）。真庭市における人口及び世帯数は、平成29年以降減少傾向にある。

表 3.2.1-1 人口（住民基本台帳人口）及び世帯数の推移

平成29年～令和4年：各年1月1日時点

市名	年	人 口			世帯数
		総 数	男	女	
真庭市	平成29年	47,195	22,529	24,666	17,881
	平成30年	46,482	22,202	24,280	17,846
	平成31年	45,682	21,851	23,831	17,767
	令和2年	44,978	21,556	23,422	17,733
	令和3年	44,245	21,211	23,034	17,714
	令和4年(速報値)	43,424	20,841	22,583	17,640

出典：「市区町村住民基本台帳人口」（岡山県 HP <https://www.pref.okayama.jp/page/detail-58070.html>）令和4年5月16日閲覧

## (2) 産業の状況

### (a) 産業構造及び産業配置

真庭市における令和2年の産業別就業者数は、表 3.2.1-2 に示すとおりである。

真庭市における産業別就業者数は、第3次産業が13,344人で最も多く、就業者全体の53.0%を占めている。

表 3.2.1-2 産業別就業者数（令和2年10月1日現在）

部 門	大分類	真庭市	
		就業者数（人）	割合（%）
第1次産業	農業，林業	2,981	11.9
	うち農業	2,751	10.9
	漁業	10	0.0
第2次産業	鉱業，採石業，砂利採取業	27	0.1
	建設業	1,835	7.3
	製造業	4,208	16.7
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	48	0.2
	情報通信業	67	0.3
	運輸業，郵便業	890	3.5
	卸売業，小売業	3,084	12.3
	金融業，保険業	237	0.9
	不動産業，物品賃貸業	89	0.4
	学術研究，専門・技術サービス業	329	1.3
	宿泊業，飲食サービス業	1,119	4.4
	生活関連サービス業，娯楽業	770	3.1
	教育，学習支援業	973	3.9
	医療，福祉	3,472	13.8
	複合サービス事業	431	1.7
	サービス業（他に分類されないもの）	1,000	4.0
公務（他に分類されるものを除く）	835	3.3	
分類不能の産業		2,751	10.9
第1次産業の合計		2,991	11.9
第2次産業の合計		6,070	24.1
第3次産業の合計		13,344	53.0
	総数	25,156	100.0

注1) 統計値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：「令和2年国勢調査」（総務省統計局 HP <https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka.html>）

令和4年11月10日閲覧

(b) 生產品目、生産量及び生産額

① 農 業

真庭市における令和2年の農業産出額は、表 3.2.1-3 に示すとおりである。

真庭市における耕種の農業産出額は、「野菜」が294千万円と最も高い。また、畜産の農業算出額は、「乳用牛」が274千万円と最も高い。

表 3.2.1-3 農業産出額（推計）（令和2年）

（単位：千万円）

種 別		産出額（真庭市）
耕種	米	170
	麦 類	0
	雑 穀	1
	豆 類	8
	いも類	5
	野 菜	294
	果 実	135
	花 き	25
	工芸農作物	2
	茶	2
	その他作物	5
畜産	肉用牛	98
	乳用牛	274
	生乳	245
	豚	×
	160	
	鶏	159
鶏 卵	159	
ブロイラー	×	
その他畜産物	×	
加工農産物		-
合計		1,181

注1) 「0」は単位に満たないもの、「-」は事実のないもの、「×」は非公表のものを示す。

注2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：「令和2年市町村別生産農業産出額（推計）」

（農林水産省 HP [https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sityoson\\_sansyutu/index.html](https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sityoson_sansyutu/index.html)）

令和4年3月29日公表、令和4年5月16日閲覧

## ② 林業

真庭市における令和2年の所有形態別林野面積は、表3.2.1-4に示すとおりである。

真庭市における林野面積は合計65,421haである。また、所有形態別の林野面積は、国有林が6,524ha、民有林が58,897haであり、林野面積のほとんどが民有林である。

表3.2.1-4 所有形態別林野面積（令和2年）

（単位：ha）

区分		面積（真庭市）
合計		65,421
国有		6,524
民有	小計	58,897
	独立行政法人等	1,290
	公有	15,702
	私有	41,905

出典：「2020年農林業センサス」

（農林水産省HP <https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2020/index.html>）令和4年5月16日閲覧

## ③ 水産業

岡山県における令和2年の内水面漁業の漁獲量は、表3.2.1-5に示すとおりである。

岡山県における令和2年の漁獲量は合計250tである。

なお、真庭市における内水面漁業の漁獲量は公表されていない。

表3.2.1-5 内水面漁業漁獲量（令和2年）

（単位：t）

分類	種類	漁獲量（岡山県）
魚類	さけ類	-
	からふとます	-
	さくらます	-
	その他のさけ・ます類	2
	わかさぎ	0
	あゆ	12
	しらうお	-
	こい	6
	ふな	185
	うぐい・おいかわ	3
	うなぎ	8
	はぜ類	0
	その他	27
	貝類	しじみ
その他		-
その他の水産動植物類	えび類	7
	その他	0
合計		250

注）「0」は単位に満たないもの。「-」は事実のないもの。

出典：「令和2年漁業・養殖業生産統計 都道府県別・魚種別漁獲量」

（農林水産省HP [https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen\\_gyosei/](https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/)）

令和4年5月17日閲覧

#### ④ 商業

真庭市における平成28年の商業の状況は、表3.2.1-6に示すとおりである。  
真庭市における商業の年間販売額は60,758百万円である。

表 3.2.1-6 商業の状況（平成28年）

	真庭市
事業所数（事業所）	555
従業者数（人）	2,789
年間販売額（百万円）	60,758

出典：「平成28年経済センサスー活動調査 産業別集計（卸売業、小売業）」  
（経済産業省 HP <https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/census/index.html>）  
令和4年5月17日閲覧

#### ⑤ 工業

真庭市における令和2年の工業の状況は、表3.2.1-7に示すとおりである。  
真庭市の製造品出荷額は11,054,962万円である。

表 3.2.1-7 工業の状況（令和2年）

	真庭市
事業所数（事業所）	104
従業者数（人）	3,698
製造品出荷額（万円）	11,054,962

出典：「工業統計調査 2020年確報 地域別統計表」  
（経済産業省 HP <https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/index.html>）  
令和4年5月17日閲覧

### 3.2.2 土地利用の状況

#### (1) 土地利用

真庭市における私有地の種別の面積は、表 3.2.2-1 に示すとおりである。

真庭市においては、「山林」が私有地全体の 79.8%を占め、最も広い。

対象事業実施区域及びその周囲における土地利用図は図 3.2.2-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域は大部分が「森林」であり、一部に「ゴルフ場」等が分布している。

表 3.2.2-1 私有地面積（令和 2 年）

種別	面積 (a)	割合 (%)
宅地	144,053	3.2
田	435,145	9.7
畑	222,331	5.0
山林	3,572,113	79.8
原野	103,339	2.3
総面積	4,476,981	100.0

注) 市町村保管の土地台帳及び土地補充課税台帳に登録された土地のうち、  
地方税法の規定により課税の対象となる土地に関する数字であり、  
国及び地方公共団体の所有地又は公用地若しくは公共用地は含まれていない。

出典：「令和 2 年 岡山県統計年報」

(岡山県 HP <https://www.pref.okayama.jp/page/567024.html>) 令和 4 年 5 月 17 日閲覧

#### (2) 土地利用計画

##### (a) 都市計画法

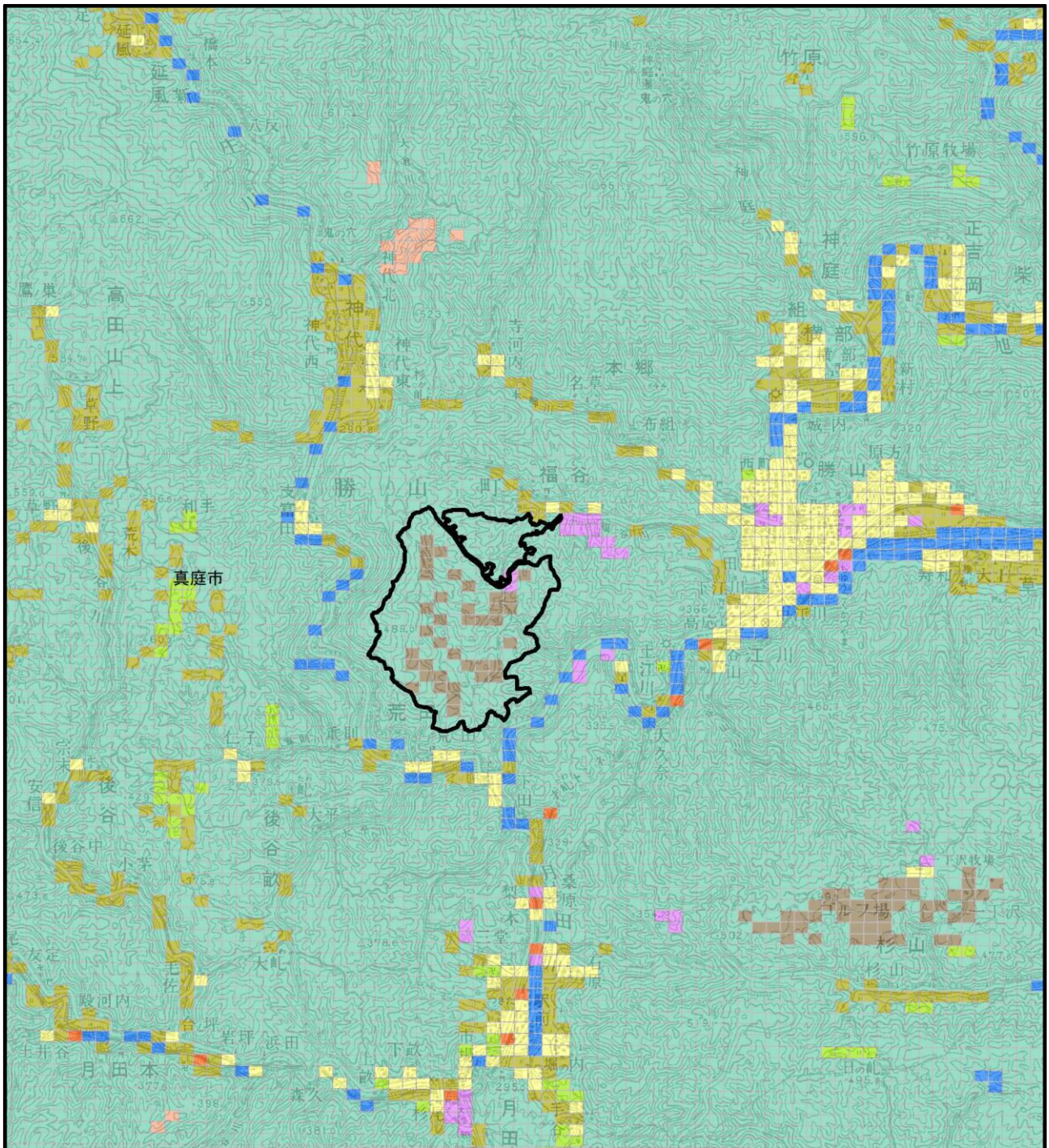
対象事業実施区域及びその周囲における「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく用途地域の指定状況は、図 3.2.2-2 に示すとおりである。

対象事業実施区域内には、都市計画法に基づく用途地域の指定はない。

##### (b) 国土利用計画法

対象事業実施区域及びその周囲における「国土利用計画法」(昭和 49 年法律第 92 号)第 9 条に基づく土地利用基本計画の地域の指定状況は、図 3.2.2-3(1)～図 3.2.2-3(3)に示すとおりである。

都市地域は対象事業実施区域の東部、農業地域は対象事業実施区域の外縁部、森林地域は対象事業実施区域のほぼ全域に指定されている。



- 凡例
- 対象事業実施区域
  - 田
  - その他の農用地
  - 森林
  - 荒地
  - 建物用地
  - 鉄道
  - その他の用地
  - 河川地及び湖沼
  - ゴルフ場

出典：「国土数値情報 土地利用細分メッシュ  
平成 28 年」（国土交通省 HP  
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>）  
令和 4 年 5 月 25 日閲覧

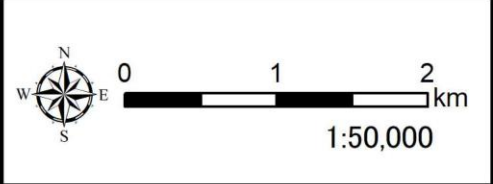
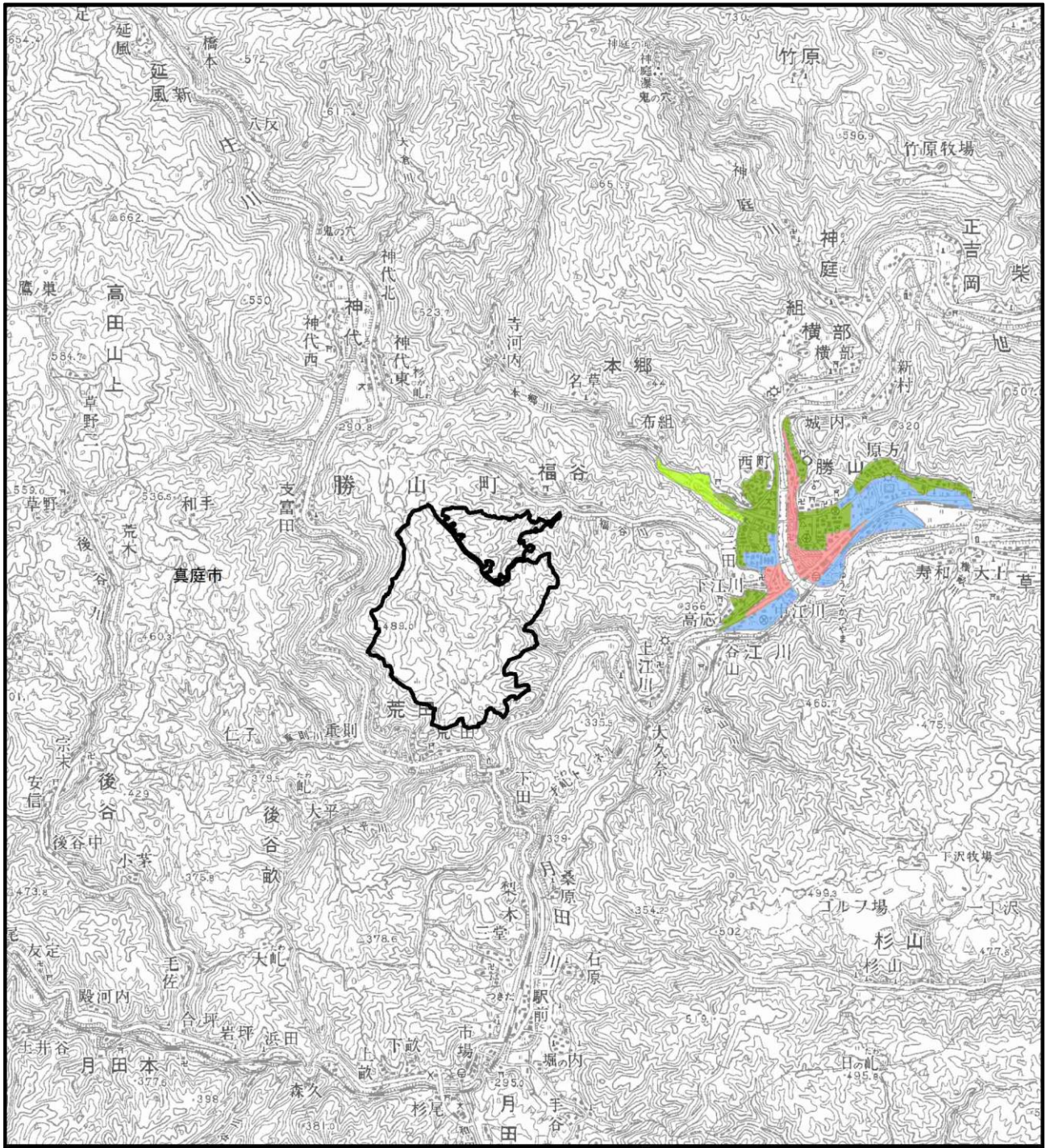


図 3.2.2-1 土地利用図



凡例

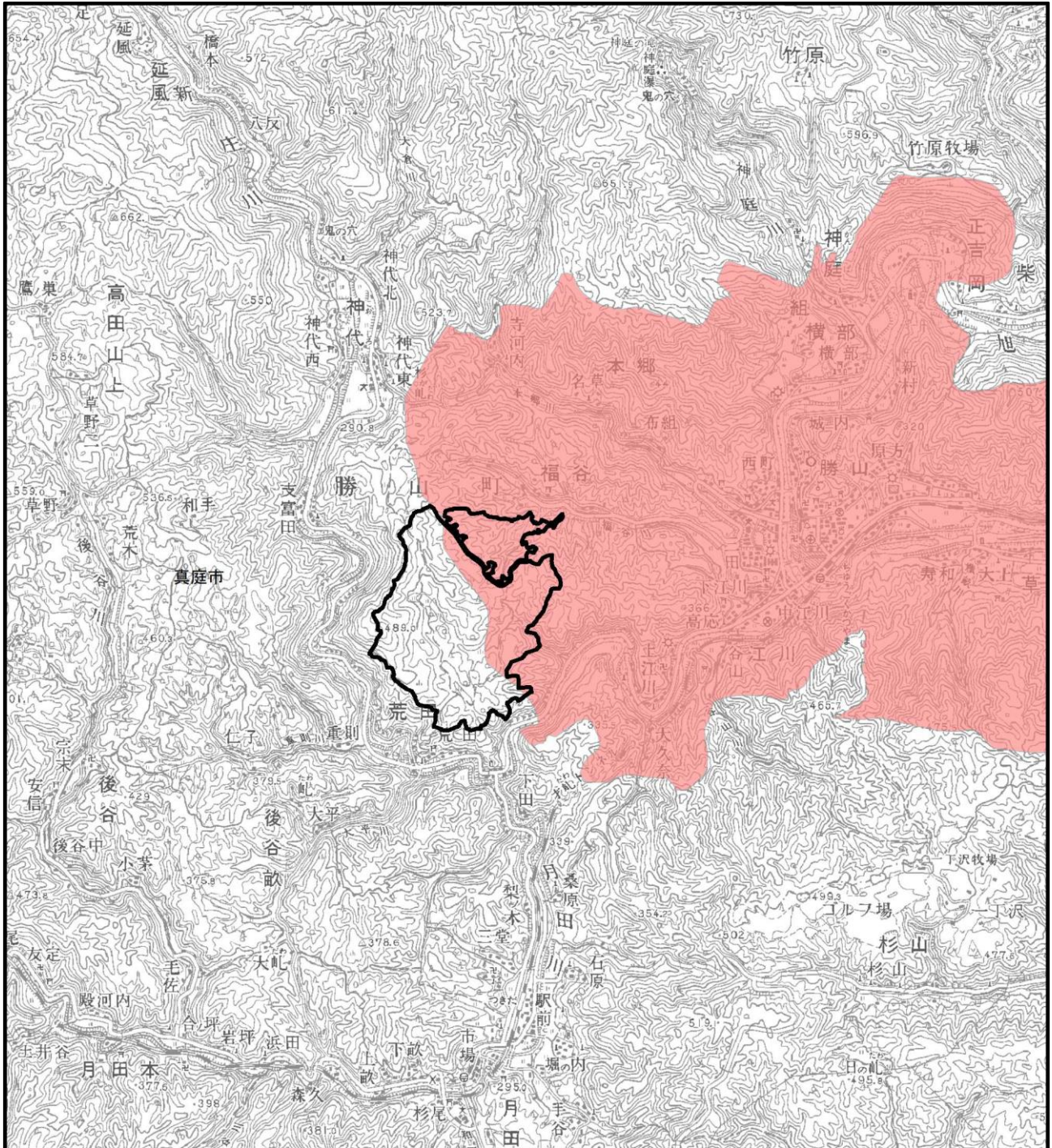
- 対象事業実施区域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 近隣商業地域
- 準工業地域



図 3.2.2-2  
都市計画法に基づく用途地域の  
指定状況

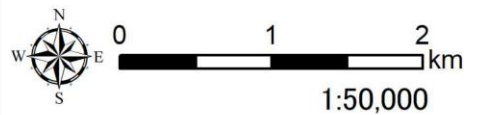
出典：「勝山都市計画用途地域図」  
(真庭市 HP <https://www.city.maniwa.lg.jp/soshiki/44/2246.html>)  
令和4年5月19日閲覧





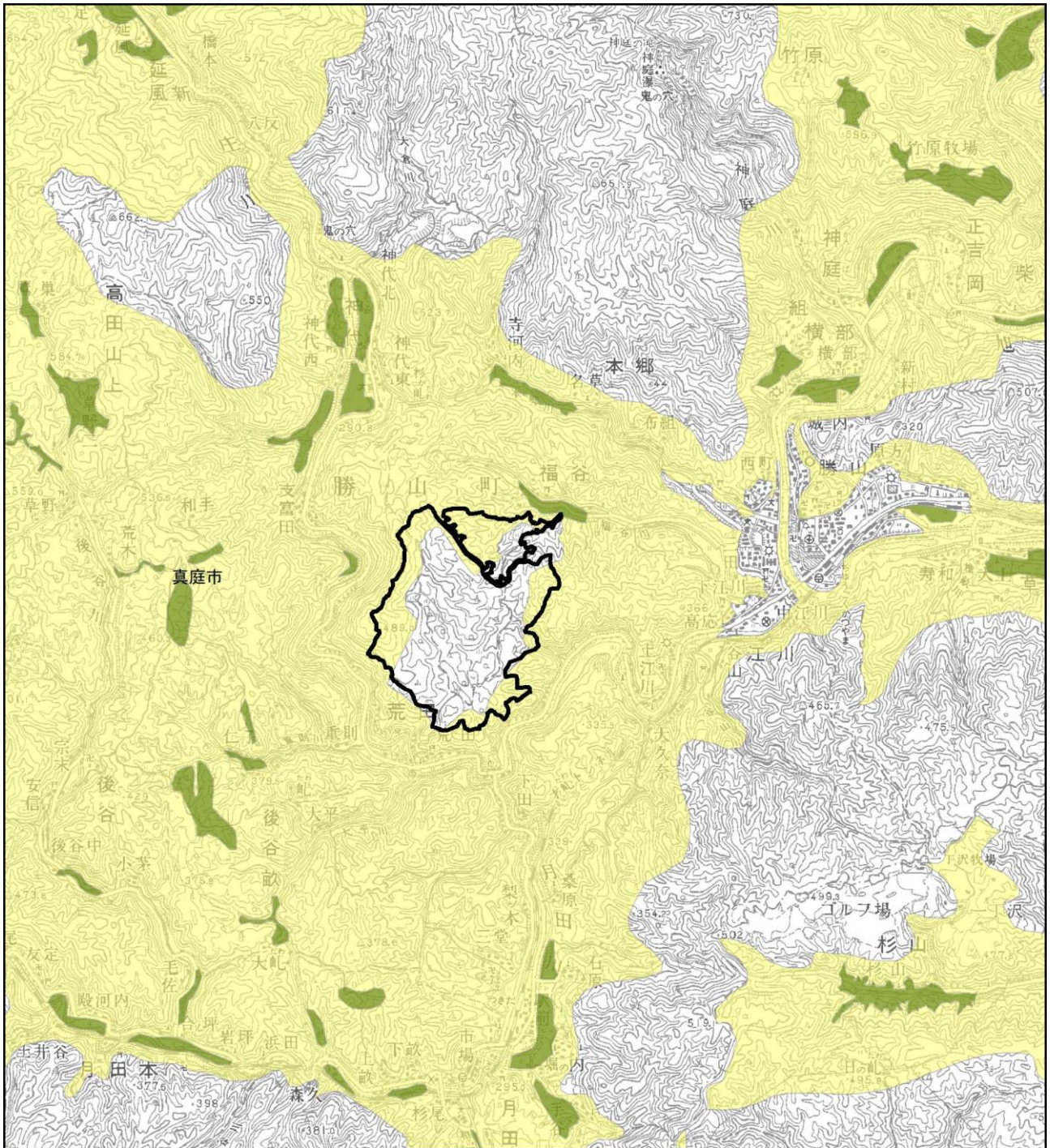
凡例

- 対象事業実施区域
- 都市地域



出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム(LUCKY)」  
 (国土交通省 HP <https://lucky.tochi.mlit.go.jp/>)、  
 令和4年5月19日閲覧  
 「国土数値情報 都市地域 平成30年度」(国土交通省 HP  
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A09.html>)  
 令和4年5月25日閲覧

図 3.2.2-3(1)  
 国土利用計画法に基づく地域の指定  
 状況(都市地域)



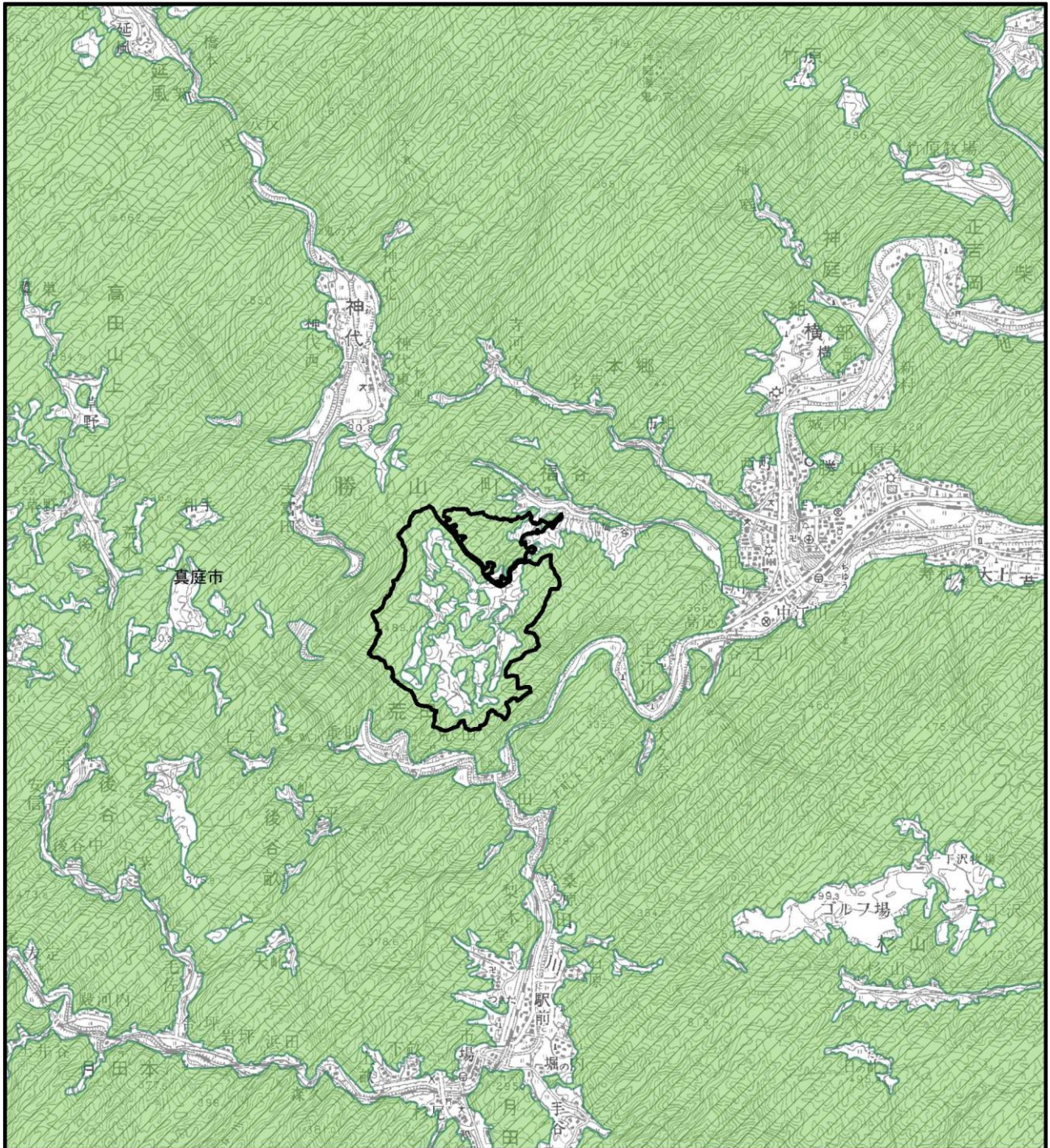
凡例

- 対象事業実施区域
- 農業地域
- 農用地区域



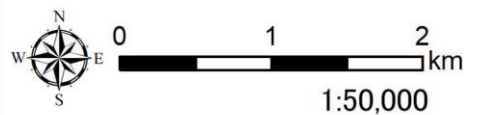
出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム (LUCKY)」  
 (国土交通省 HP <https://lucky.tochi.mlit.go.jp/>)  
 令和4年5月19日閲覧  
 「国土数値情報 農業地域 平成27年」(国土交通省 HP  
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A12.html>)  
 令和4年5月25日閲覧

図 3.2.2-3(2)  
 国土利用計画法に基づく地域の指定  
 状況(農業地域)



凡例

- 対象事業実施区域
- 森林地域
- 地域森林計画対象民有林



出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム (LUCKY)」  
 (国土交通省 HP <https://lucky.tochi.mlit.go.jp/>)  
 令和4年5月19日閲覧  
 「国土数値情報 森林地域 平成27年」(国土交通省 HP  
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A13.html>)  
 令和4年5月25日閲覧

図 3.2.2-3(3)  
 国土利用計画法に基づく地域の指定  
 状況(森林地域)

### 3.2.3 河川、湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

#### (1) 河川及び湖沼並びに地下水の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における上水道及び簡易水道の水源の状況は表 3.2.3-1 に、浄水場及び給水区域は図 3.2.3-1 に示すとおりである。このうち、表流水は、天津簡易水道の天津浄水場及び勝山簡易水道の後谷畝浄水場で利用されている。また、地下水は、真庭市上水道の江川浄水場、勝山簡易水道の月田浄水場、月田本浄水場及び山上浄水場で利用されている。

表 3.2.3-1 水道水源の取水状況（令和4年）

#### 上水道

水源名	浄水場名	水源種別	浄水方法の種別
真庭市上水道	城内浄水場	伏流水	緩速濾過
	江川浄水場	地下水	緩速濾過

#### 簡易水道

水源名	浄水場名	水源種別	浄水方法の種別
天津簡易水道	天津浄水場	表流水	急速濾過
勝山簡易水道	月田浄水場	地下水	緩速濾過
	神代浄水場	湧水	緩速濾過(上向式)
	後谷畝浄水場	表流水	緩速濾過
	月田本浄水場	地下水	緩速濾過
	山上浄水場	地下水	緩速濾過

出典：「水道の水質検査情報」（真庭市 HP <https://www.city.maniwa.lg.jp/soshiki/147/55950.html>）令和4年5月19日閲覧

#### (2) 漁業による利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における内水面の漁業権設定状況は、表 3.2.3-2 及び図 3.2.3-2 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲では、旭川、新庄川及び月田川（ともに一級河川）に内水面漁業の共同漁業権が設定されている。

表 3.2.3-2 漁業権設定状況（内水面）

漁業種類	免許番号	漁業の名称
第五種 共同漁業権	内共第8号	あゆ、あまご、うなぎ、こい、ふな、はえ、にじます漁業

出典：「内水面共同漁業権一覧」（岡山県 HP <https://www.pref.okayama.jp/page/detail-2854.html>）令和4年5月17日閲覧  
「環境アセスメントデータベース」（環境省 HP <https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>）令和4年6月17日閲覧

#### (3) 工業用水道の利用状況

「工業用水道施設総覧 DATABASE」（社団法人日本工業用水協会 HP、令和4年5月19日閲覧）によると、対象事業実施区域及びその周囲に工業用水道による取水地点は存在しない。

#### (4) 農業用水の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における農業用ため池の状況は、表 3.2.3-3 及び図 3.2.3-3 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、9 箇所の農業用ため池が存在する。

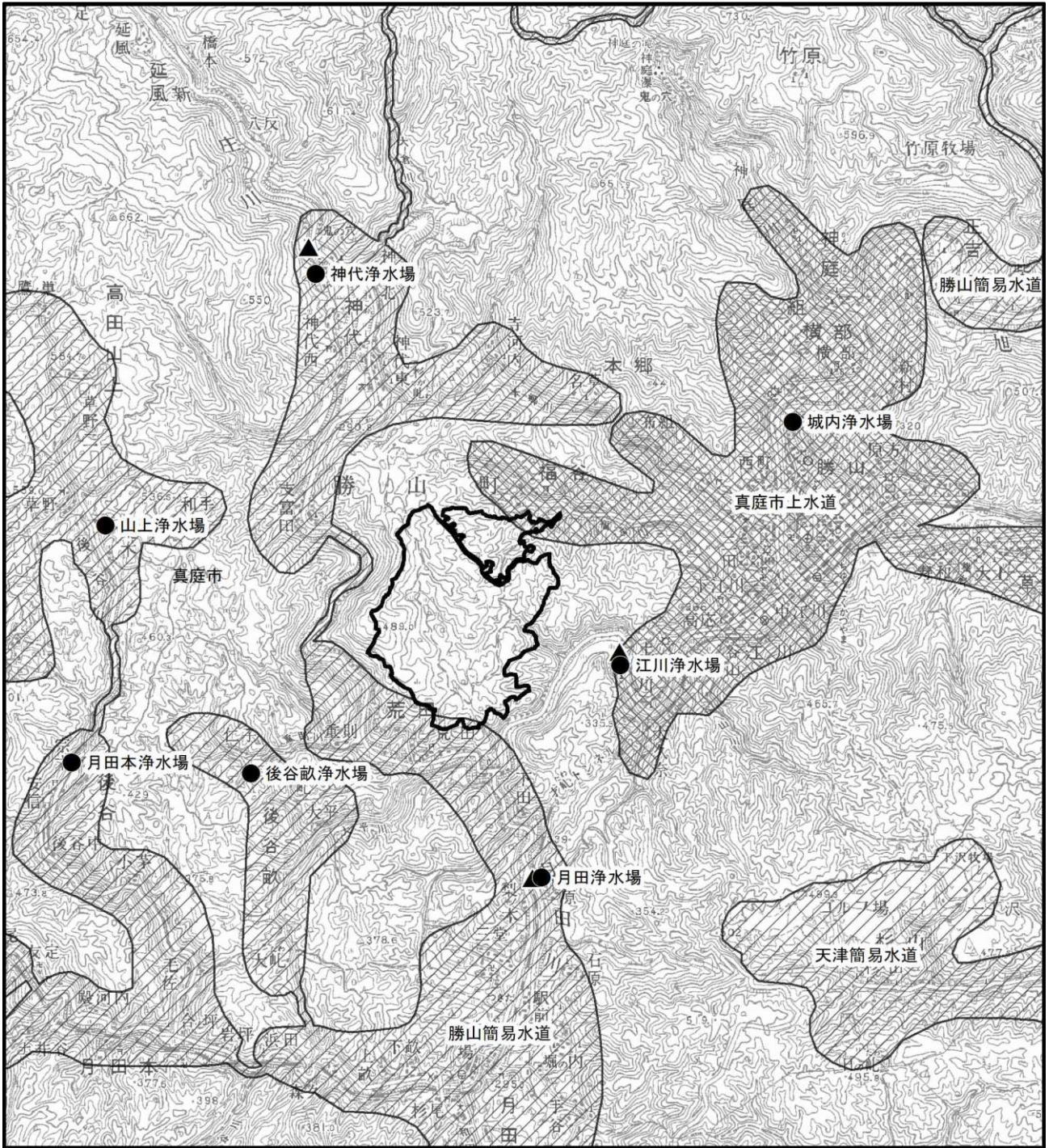
表 3.2.3-3 農業用ため池の状況

(令和4年4月30日時点)

ため池番号	ため池名称	所在地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (千 m <sup>3</sup> )	届出の 有無	届出年月日	防災重点 農業用 ため池
332141001	組池	組	6	71	6	○	2019/12/19	○
332141003	野呂池	神代	8.4	56	19	○	2021/3/9	○
332141007	和田下池	月田	5.8	35	1	○	2019/12/19	
332141008	原美尾池	月田無番地	10.9	43	22	○	2019/12/19	○
332141009	車田池	月田	6	25	2	○	2019/12/19	
332141010	後谷池	後谷	3	29	1	○	2019/12/19	
332141011	尾中池	若代畝	3	29	1	○	2019/12/19	
332142018	深山池	西河内	23.3	86	184	○	2019/12/19	
332144026	梶原池	草加部	4	34	0.3	○	2019/12/19	

出典：「農業用ため池データベース 真庭データベース」(岡山県 HP <https://www.pref.okayama.jp/page/639203.html>)

令和4年6月15日閲覧



凡例

- 対象事業実施区域
- 浄水場
- ▲ 取水地点
- 上水道給水区域
- 簡易水道給水区域

\* 天津簡易水道の浄水場は図面の範囲外

出典：「給水区域図」（平成 31 年 4 月、真庭市建設部水道課）  
 ※取水地点は、真庭市建設部水道課 聞き取りによる（令和 2 年 11 月）

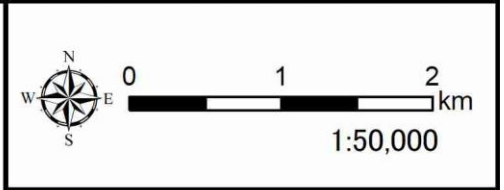
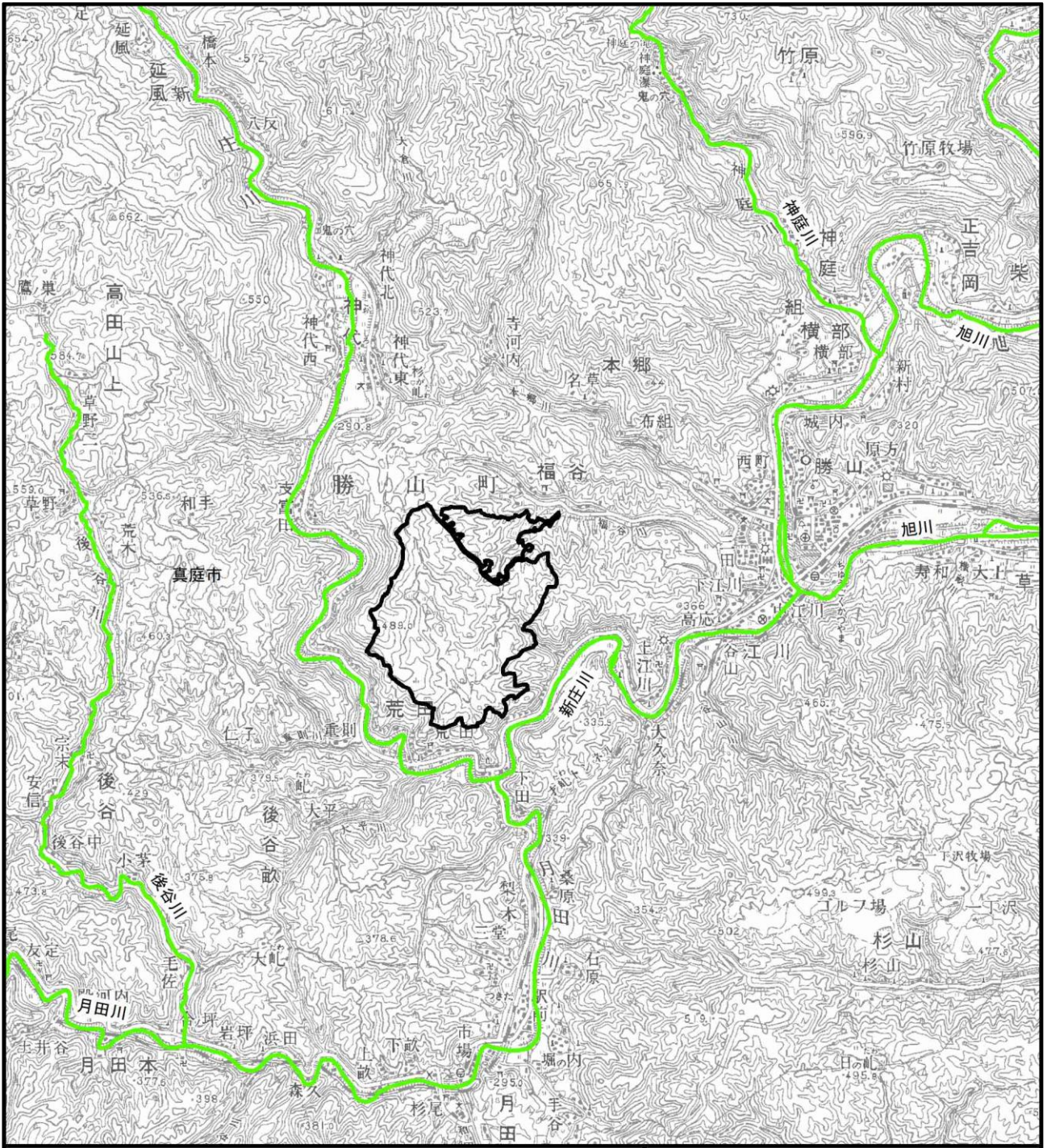


図 3.2.3-1 浄水場及び給水区域



凡例

- 対象事業実施区域
- 内共第8号

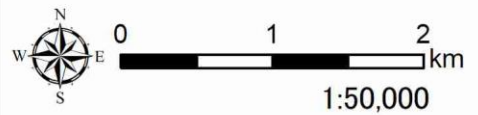
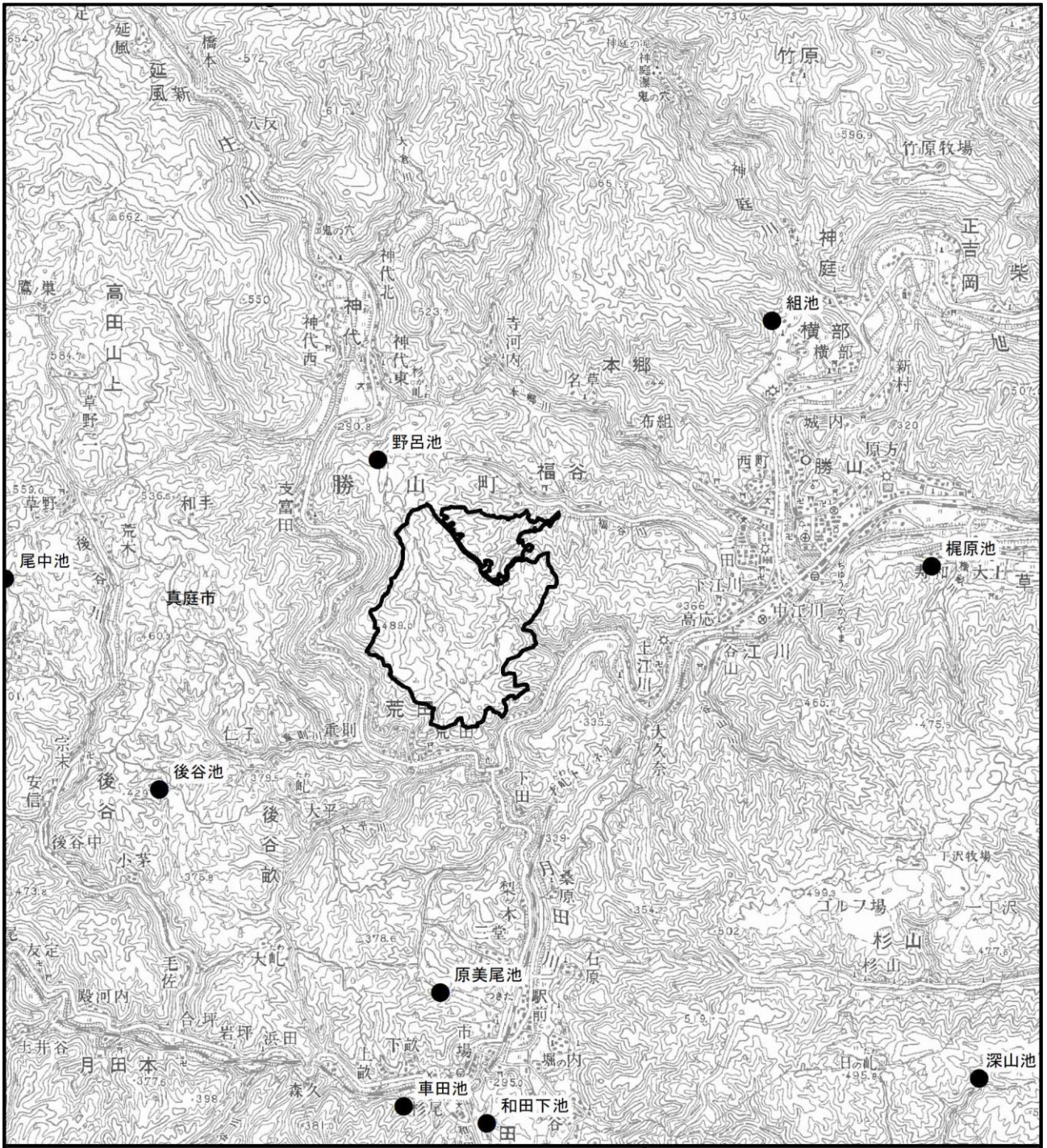


図 3.2.3-2  
内水面漁業権の設定状況

出典：「漁業権の設定区域 旭川水系」  
 (岡山県HP <https://www.pref.okayama.jp/page/detail-2854.html>)  
 令和4年5月17日閲覧



凡例

対象事業実施区域  
 ため池

出典：「おかやま全県統合型 GIS (ため池マップ)」  
 (岡山県 HP <http://www.gis.pref.okayama.jp/pref-okayama/PositionSelect?mid=12>) 令和 4 年 5 月 23 日閲覧  
 (岡山県 HP <http://www.gis.pref.okayama.jp/pref-okayama/OpenDataDetail?lid=50>) 令和 4 年 5 月 23 日閲覧

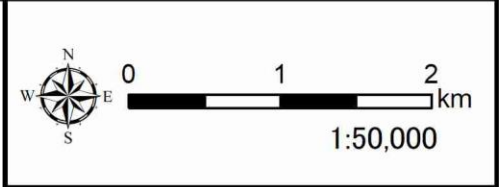


図 3.2.3-3 農業用ため池の状況



### 3.2.4 交通の状況

#### (1) 陸上交通

##### (a) 道路

対象事業実施区域及びその周囲の主要な道路及び交通量の状況は、表 3.2.4-1 及び図 3.2.4-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の主な道路には、一般国道 181 号、主要地方道（県道）32 号新見勝山線、一般県道 321 号神代勝山線等がある。

これらの路線では、国土交通省による道路交通センサス調査が実施されており、平成 27 年度の平日昼間 12 時間の交通量は、一般国道 181 号（調査単位区間番号 10890）で 11,495 台、一般国道 181 号（調査単位区間番号 10900）で 5,733 台、一般国道 181 号（調査単位区間番号 10910）で 2,072 台、一般県道 321 号神代勝山線（調査単位区間番号 61750）で 1,386 台である。

表 3.2.4-1 対象事業実施区域及びその周囲の主要な交通の状況（平成 27 年度）

調査 単位 区間 番号	路線名	起点側	終点側	自動車類交通量(台)					
				平日昼間 12 時間			平日 24 時間		
				小型	大型	合計	小型	大型	合計
10890	一般国道 181 号	一般国道 313 号	一般国道 313 号	10,381	1,114	11,495	12,774	1,321	14,095
10900	一般国道 181 号	一般国道 313 号	新見勝山線	4,780	953	5,733	6,001	1,223	7,224
10910	一般国道 181 号	新見勝山線	神代勝山線	1,585	487	2,072	2,068	646	2,714
10920	一般国道 181 号	神代勝山線	湯原美甘線	1,698	446	2,144	2,176	590	2,766
11200	一般国道 313 号	一般国道 181 号	真庭市見尾 525 (H17 センサス区間端)	2,859	361	3,220	3,507	518	4,025
40580	主要地方道（県道） 32 号新見勝山線	若代方谷停車場線	勝山栗原線	1,706	220	1,926	2,129	336	2,465
40590	主要地方道（県道） 32 号新見勝山線	勝山栗原線	一般国道 181 号	3,754	328	4,082	4,582	521	5,103
41980	主要地方道（県道） 84 号勝山栗原線	新見勝山線	一般国道 313 号	1,503	83	1,586	1,867	211	2,078
60630	一般県道 201 号 神庭滝線	-	一般国道 313 号	333	56	389	395	64	459
60640	一般県道 202 号 中国勝山停車場線	一般国道 181 号	-	1,264	131	1,395	1,563	237	1,800
61750	一般県道 321 号 神代勝山線	一般国道 181 号	一般国道 313 号	1,335	51	1,386	1,659	157	1,816
62550	一般県道 390 号 古見月田停車場線	西原久世線	-	1,131	22	1,153	1,348	82	1,430
63290	一般県道 459 号 若代神代線	新見勝山線	一般国道 181 号	115	0	115	127	1	128

注 1) 自動車類交通量は上下合計の台数。昼間 12 時間は 7 時～19 時の交通量を観測。

注 2) 起点・終点が明らかにされていない場合は「-」とした。

出典：「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査 岡山県」

（国土交通省 HP <http://www.mlit.go.jp/road/census/h27/index.html>）令和 4 年 5 月 17 日閲覧

(b) 鉄道

対象事業実施区域及びその周囲における鉄道の状況は、表 3.2.4-2 及び図 3.2.4-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域の東側から南側には JR 姫新線が走っており、東側には中国勝山駅が、南側には月田駅が位置している。

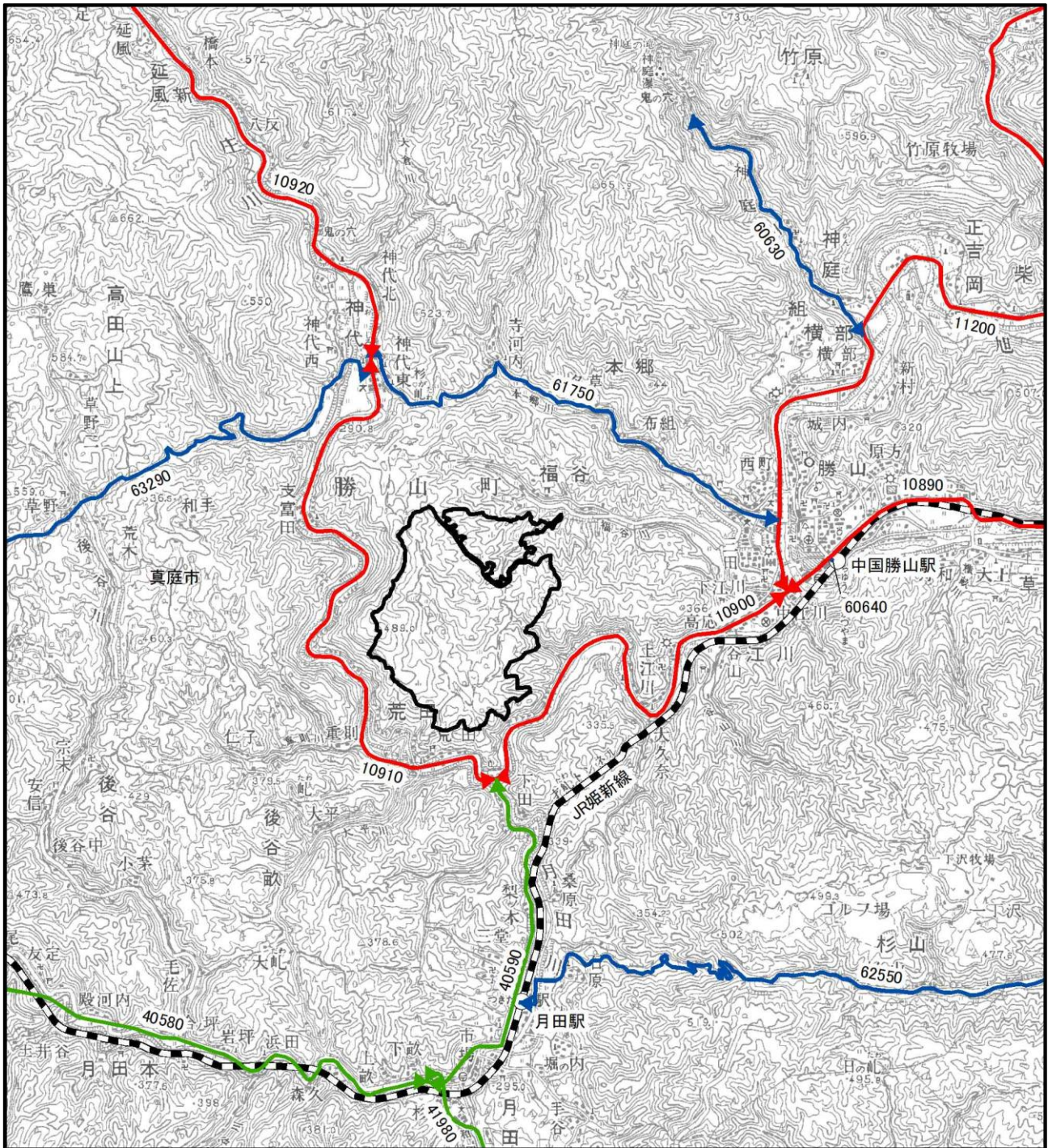
令和 2 年度の中国勝山駅の 1 日あたりの乗車人員は 313 人、月田駅は 51 人であった。

表 3.2.4-2 対象事業実施区域及びその周囲の鉄道の状況（令和 2 年）

会社名	路線名	駅名	乗車人員（人/日）
西日本旅客鉄道	JR 姫新線	中国勝山	313
		月田	51

出典：「令和 2 年 岡山県統計年報」

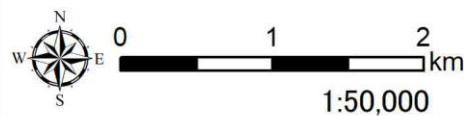
（岡山県 HP <https://www.pref.okayama.jp/page/769972.html>）令和 4 年 6 月 15 日閲覧



凡例

- 対象事業実施区域
- ↔ 一般国道
- ↔ 一般県道
- ↔ 主要地方道
- 鉄道駅
- +— 鉄道

※図中の番号は表 3.2.4-1「調査単位区間番号」に対応している。



出典：「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査 岡山県」（国土交通省 HP <http://www.mlit.go.jp/road/census/h27/index.html>）令和 4 年 5 月 17 日閲覧  
 「国土数値情報 鉄道 平成 30 年」（国土交通省 HP [http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N02-v2\\_3.html](http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N02-v2_3.html)）令和 4 年 5 月 17 日閲覧

図 3.2.4-1  
 主要な交通の状況及び交通量の調査区間図

### 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

#### (1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

対象事業実施区域及びその周囲における、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況は、表 3.2.5-1 及び図 3.2.5-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には 12 施設が存在する。

表 3.2.5-1 学校等の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

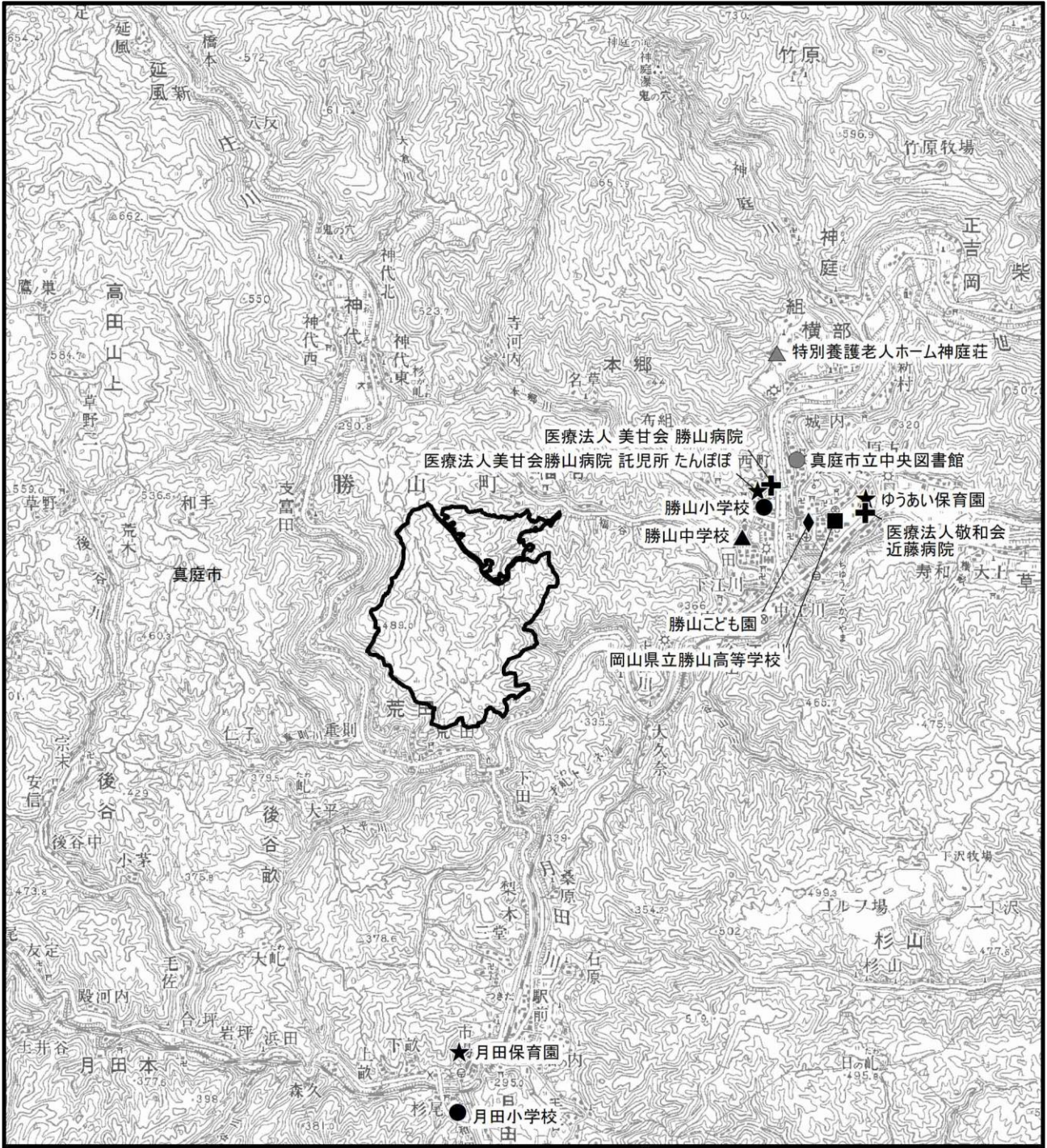
分類	名称	所在地	太陽電池等設置計画範囲までの距離
小学校	真庭市立勝山小学校	真庭市本郷 1801	約 1,870m
	真庭市立月田小学校	真庭市月田 5642	約 3,150m
中学校	真庭市立勝山中学校	真庭市三田 190	約 1,700m
高等学校	岡山県立勝山高等学校	真庭市勝山 481	約 2,450m
認定こども園	勝山こども園	真庭市勝山 628-1	約 2,230m
保育所	認可保育所 月田保育園	真庭市月田 6842-1	約 2,660m
	認可外保育施設 医療法人美甘会勝山病院託児所 たんぽぽ ゆうあい保育園	真庭市本郷 1811-2	約 1,840m
		真庭市勝山 1080	約 2,710m
病院	医療法人敬和会 近藤病院	真庭市勝山 1070	約 2,700m
	医療法人 美甘会 勝山病院	真庭市本郷 1819	約 1,960m
福祉施設	特別養護老人ホーム 特別養護老人ホーム神庭荘	真庭市組 370-1	約 2,370m
図書館	真庭市立中央図書館	真庭市勝山 53-1	約 2,190m

出典：「令和3年度 公立学校一覧」（岡山県 HP <https://www.pref.okayama.jp/site/16/736848.html>）令和3年6月17日閲覧  
「真庭こども ICT ネットワーク」（真庭市 HP <https://kodomo.city.maniwa.okayama.jp/list100.html>）令和4年5月17日閲覧  
「令和4年度保育園・幼稚園・認定こども園の入園について」（真庭市 HP <https://www.city.maniwa.lg.jp/soshiki/16/46603.html>）令和4年5月17日閲覧  
「認可外保育施設/ベビーシッター」（岡山県 HP <https://www.pref.okayama.jp/page/detail-4540.html>）令和4年5月17日閲覧  
「地域医療情報システム」（日本医師会 HP <http://jmap.jp/cities/detail/city/33214>）令和4年5月17日閲覧  
「保健福祉施設・病院等一覧」（岡山県 HP <https://www.pref.okayama.jp/page/639934.html>）令和4年5月17日閲覧  
「図書館紹介」（真庭市図書館 HP <https://lib.city.maniwa.lg.jp/library.html>）令和4年5月17日閲覧

#### (2) 住宅の配置の概況

対象事業実施区域及びその周囲の住宅の配置の状況は、図 3.2.5-2 に示すとおりである。

対象事業実施区域の最寄りの集落は、福谷、神代、荒田等である。対象事業実施区域及びその周囲では勝山に住宅が集中しており、国道 181 号等の幹線道路沿いにも集落が分布している。



凡例

- 対象事業実施区域
- 小学校
- ▲ 中学校
- 高等学校
- ◆ 認定こども園
- ★ 保育所
- ✚ 病院
- ▲ 福祉施設
- 図書館

出典：表 3.2.5-1 の出典参照

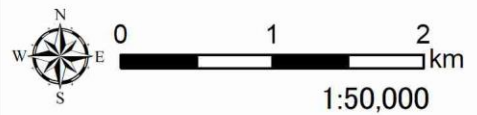
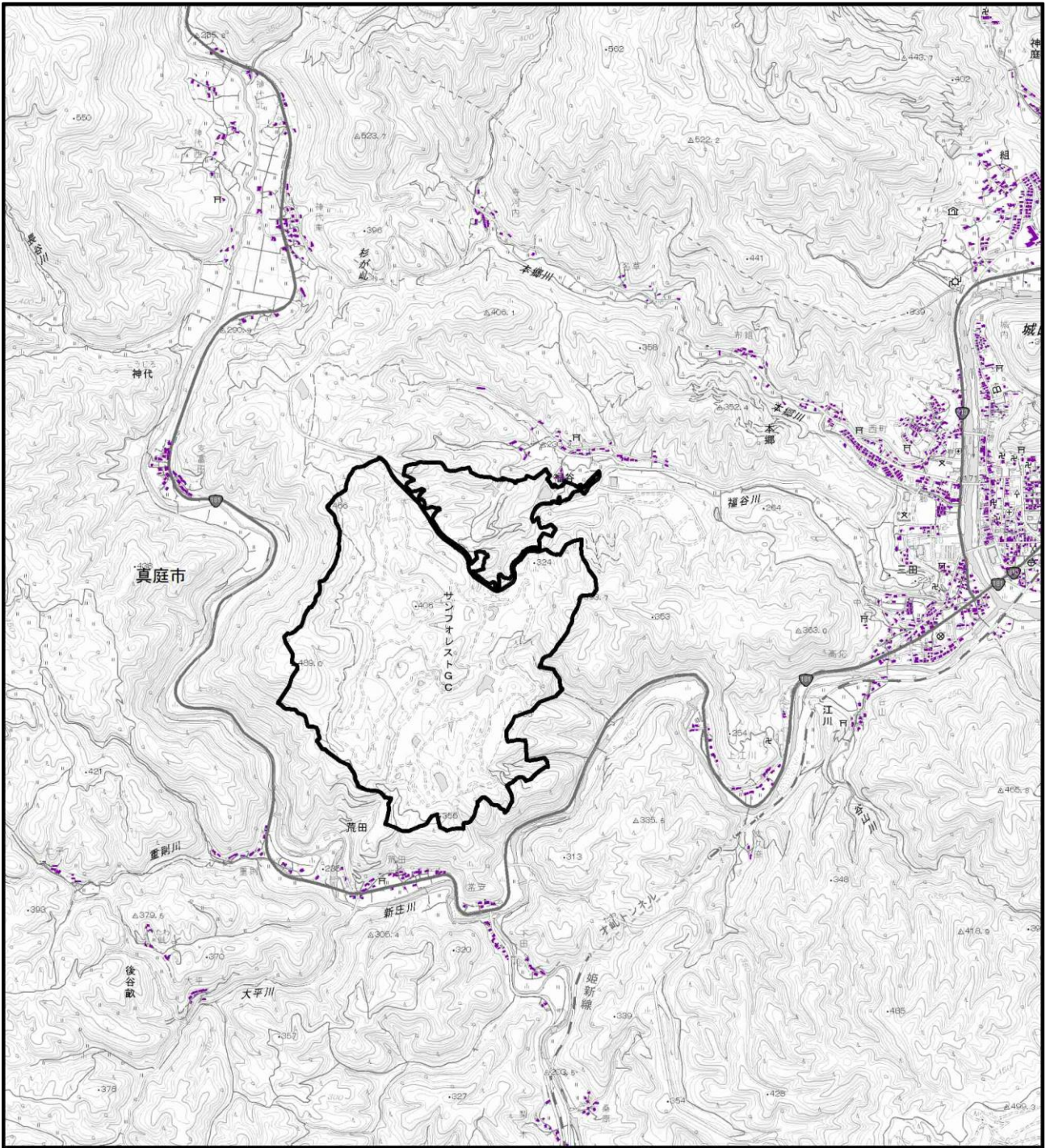


図 3.2.5-1

学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況



凡例

- 対象事業実施区域
- 住宅等

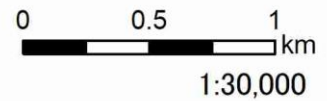


図 3.2.5-2 住宅の配置の状況

出典：「基盤地図情報 建築物」(国土交通省 HP  
<https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php>) 令和2年10月閲覧

### 3.2.6 下水道の整備状況

真庭市における令和2年度末の下水道の普及状況は、表 3.2.6-1 に示すとおりである。

令和2年度末時点での真庭市の下水道普及率は41.6%である。また、集落排水と合併処理浄化槽を加えた普及率は85.4%である。

表 3.2.6-1 下水道処理人口普及状況（令和2年度末）

市町村名	住民基本台帳 人口(人) (令和3年3月 31日現在)	下水道		集落排水		合併処理浄化槽		合計	
		処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)
真庭市	43,915	18,275	41.6	5,681	12.9	13,555	30.9	37,511	85.4

注1) 普及率については、四捨五入のため合計値が表示と合わないことがある。

注2) 合併処理浄化槽の処理人口については、民間設置分も含む。

出典：「公共下水道整備状況」（岡山県 HP <https://www.pref.okayama.jp/page/detail-9736.html>）

令和4年5月17日閲覧

### 3.2.7 廃棄物の状況

#### (1) 一般廃棄物の状況

真庭市の令和2年度の一般廃棄物の処理状況は、表3.2.7-1に示すとおりである。

真庭市の一般廃棄物の最終処分量は709t、リサイクル率は30.3%である。

真庭市における指定区域\*のうち一般廃棄物に係るものは表3.2.7-2に示すとおりである。真庭市では一般廃棄物に係る指定区域が4件あるが、対象事業実施区域内には存在しない。

表 3.2.7-1 一般廃棄物の処理状況（令和2年度）

市町名	処理量合計 (t)	直接焼却量 (t)	リサイクル率 (%)	最終処分量 (t)
真庭市	13,492	10,885	30.3	709

注)リサイクル率(%)：〔資源化量合計+集団回収量〕/〔ごみ処理量+集団回収量〕

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 令和2年度調査結果」

(環境省HP [https://www.env.go.jp/recycle/waste\\_tech/ippan/index.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/index.html)) 令和4年5月17日閲覧

表 3.2.7-2 廃棄物処理法に基づく指定区域（一般廃棄物に係るもの）

整理番号	指定年月日	区域の所在地
I 20	平成19年4月3日	真庭市後谷字ドウラクー九八一番二、同字後畑一九八二番二、同字畑向一九八三番四の一部、一九八三番五、同字後畑一九八六番二、同字チチリ畑一九八八番二、同字後畑一九八九番三
I 21	平成19年4月3日	真庭市余野下字ススイ原一七七番、一八〇番
I 22	平成19年4月3日	真庭市目木字細シー三九三番一、一三九四番
I 33	平成27年8月14日	真庭市小童谷字大沼二番一の一部

出典：「廃棄物処理法に基づく指定区域について」

(岡山県HP <https://www.pref.okayama.jp/page/553046.html>) 令和4年5月17日閲覧

#### (2) 産業廃棄物の状況

岡山県の令和2年度の産業廃棄物の処理状況は、表3.2.7-3に示すとおりである。

岡山県の最終処分量は年間294千tである。

なお、真庭市には産業廃棄物に係る指定区域\*はない。

表 3.2.7-3 岡山県の産業廃棄物の処理状況（令和2年度）

(単位：千t/年)

発生量	有償物量	排出量	自己中間処理量	自己未処理量	搬出量
5,865	204	5,661	2,788	2,873	2,708

自己最終処分量	委託処理量	再生利用量	最終処分量	その他量	資源化量
0	2,705	2,708	294	3	2,912

出典：「岡山県の廃棄物の状況と対策 令和2年度実績」

(岡山県HP <https://www.pref.okayama.jp/page/detail-38434.html>) 令和4年5月18日閲覧

\* 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地であって政令で定めるものの区域



### 3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

#### (1) 公害関係法令等

##### (a) 環境基準

##### ① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき定められており、表 3.2.8-1 に示すとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質に係る環境基準は表 3.2.8-2 に、微小粒子状物質に係る環境基準は表 3.2.8-3 に示すとおりである。

表 3.2.8-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント(O <sub>x</sub> )	1時間値が0.06ppm以下であること。
備考	<p>1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。</p> <p>2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。</p> <p>4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。</p>

出典:「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号、最終改正平成8年環境省告示第73号)  
「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号、最終改正平成8年環境省告示第74号)

表 3.2.8-2 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考	<p>1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</p> <p>2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。</p>

出典:「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号、最終改正平成30年環境省告示第100号)

表 3.2.8-3 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考	<p>1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</p> <p>2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p>

出典:「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)

## ② 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づく「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に定められている。

一般地域における騒音に係る環境基準は表3.2.8-4に示すとおりである。基準値は、地域の類型及び時間区分ごとに定められており、真庭市における地域の類型は、真庭市長により指定されている。道路に面する地域における自動車交通騒音に係る環境基準は表3.2.8-5に、道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準値は表3.2.8-6に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲における地域の類型は、図3.2.8-1に示すとおりである。対象事業実施区域の東方の勝山においては、A類型、B類型、C類型に指定された地域が存在するが、対象事業実施区域内においては、地域の類型指定がない。なお、表3.2.8-4、表3.2.8-5、表3.2.8-6に示す環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音、建設作業騒音には適用しない。

表 3.2.8-4 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~翌日の6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B		
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

真庭市における地域の類型は、以下のとおり。

AA 類型：指定なし

A 類型：第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域

B 類型：第1種・第2種住居地域

C 類型：近隣商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境省告示第64号、最終改正平成24年環境省告示第54号）

「騒音・振動規制のあらまし」（令和2年、岡山県）

表 3.2.8-5 自動車交通騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~6:00)
A 地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境省告示第64号、最終改正平成24年環境省告示第54号）

「騒音・振動規制のあらまし」（令和2年、岡山県）

表 3.2.8-6 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準値

基準値	
昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響の受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては、40デシベル以下）によることができる。	

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境省告示第64号、最終改正平成24年環境省告示第54号）

「騒音・振動規制のあらまし」（令和2年、岡山県）

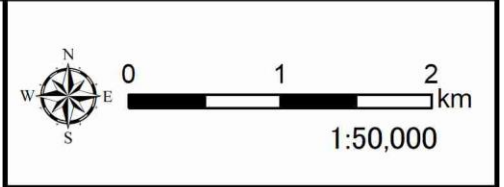
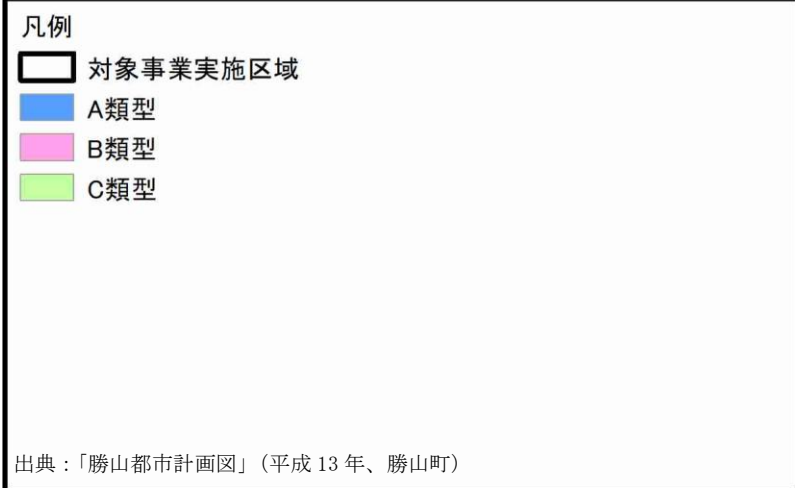
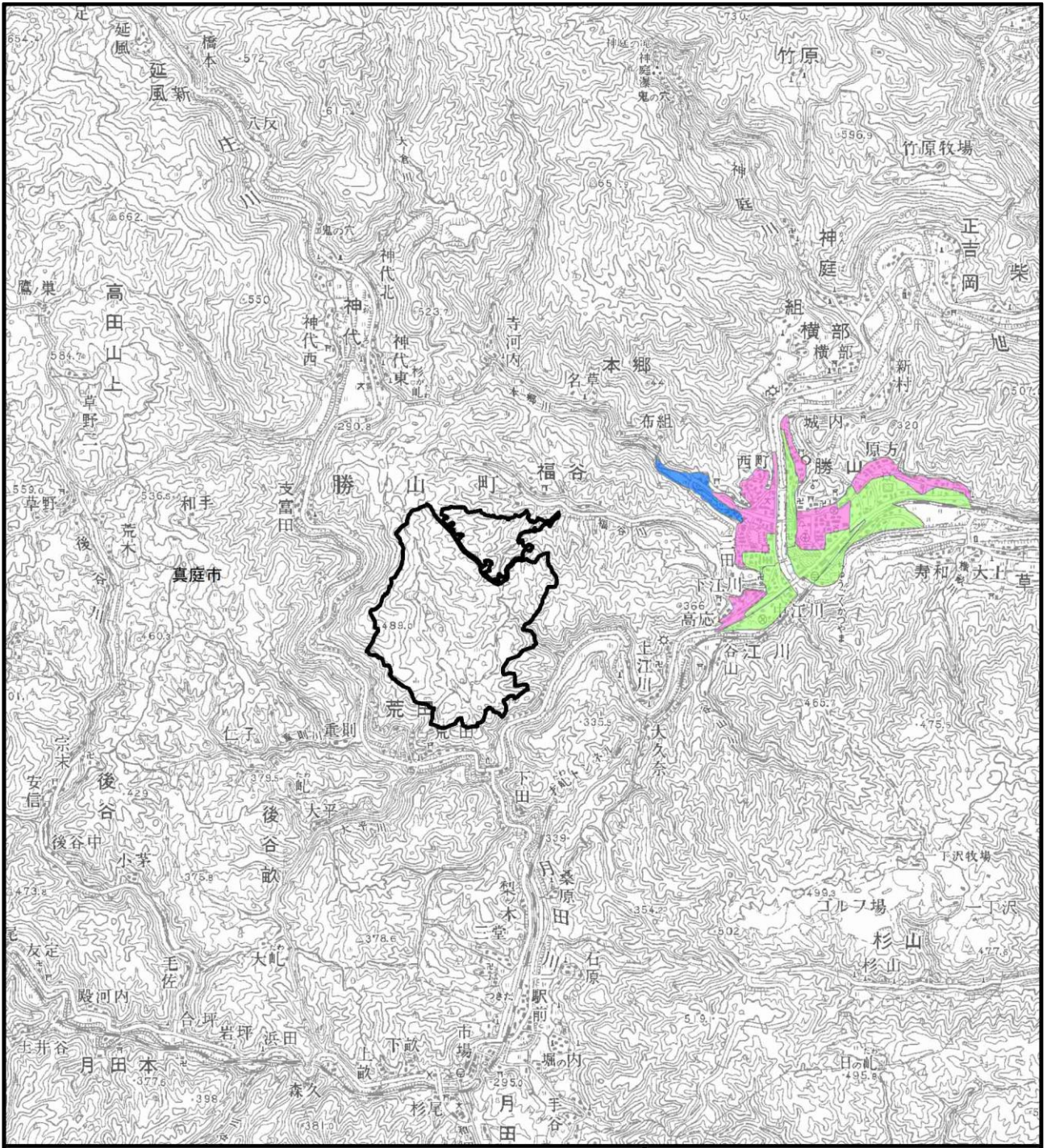


図 3.2.8-1  
騒音環境基準の類型区分の指定状況

出典：「勝山都市計画図」（平成 13 年、勝山町）

### ③ 水質汚濁

公共用水域の水質に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)に定められている。

環境基準のうち「人の健康の保護に関する環境基準」は、表3.2.8-7に示すとおりであり、全ての公共用水域について一律に定められている。また、「生活環境の保全に関する環境基準」は、表3.2.8-8及び表3.2.8-9(1)～表3.2.8-9(3)に示すとおりであり、河川、湖沼ごとに水域類型及び基準値が定められている。

対象事業実施区域及びその周囲における水域類型の指定状況は、図3.2.8-2に示すとおりである。対象事業実施区域の周囲では旭川及び新庄川が河川A類型に指定されており、対象事業実施区域内には類型指定された河川等はない。

表 3.2.8-7 人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域）

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考	1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正令和3年10月7日環境省告示第62号)

表 3.2.8-8 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く。））

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25 mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100ml以下
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25 mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100ml以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25 mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100ml以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50 mg/L以下	5mg/L以上	-
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100 mg/L以下	2mg/L以上	-
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	-

備考

1. 基準値は日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
4. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
5. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水生生物用  
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水生生物用  
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの  
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考

1. 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正令和3年10月7日環境省告示第62号）

表 3.2.8-9(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万 m<sup>3</sup> 以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級・水産 1 級・自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100ml 以下
A	水道 2、3 級・水産 2 級・水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100ml 以下
B	水道 3 級・工業用水 1 級・農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15 mg/L 以下	5mg/L 以上	-
C	工業用水 2 級・環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	-
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。</li> <li>水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU/100ml 以下とする。</li> <li>水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000 CFU/100ml 以下とする。</li> <li>大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</li> </ol>						

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水生生物用  
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産 3 級の水生生物用  
 水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用  
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作又は特殊な浄水操作を行うもの  
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 環境庁告示第 59 号、最終改正令和 3 年 10 月 7 日環境省告示第 62 号）

表 3.2.8-9(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

イ

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)、水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01 mg/L以下
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03 mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05 mg/L以下
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下

備考

1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な浄水操作を行うものをいう。）  
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用  
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正令和3年10月7日環境省告示第62号）

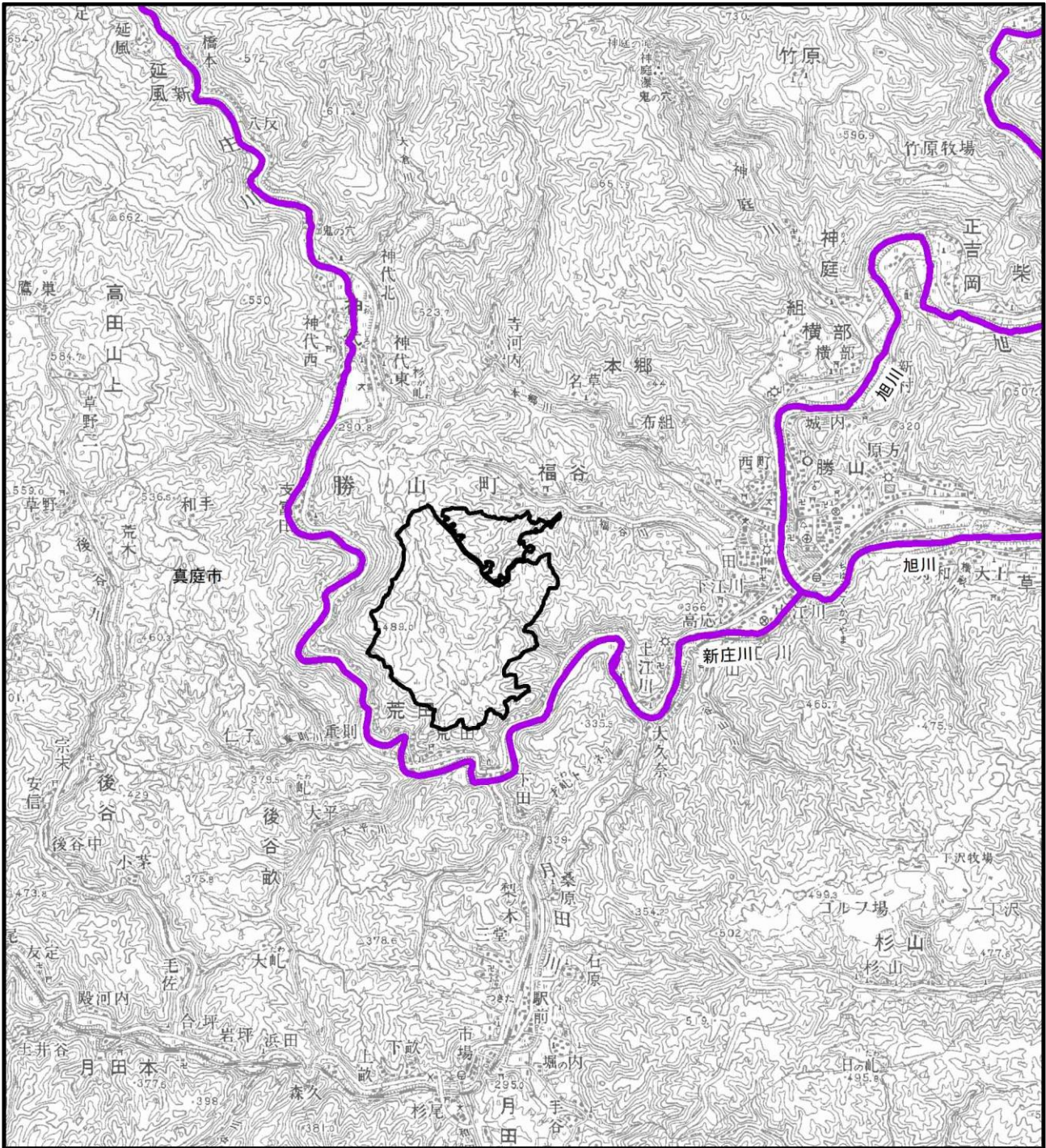
表 3.2.8-9(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

エ

類型	水生生物が生息・再生産する場の 適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備 考		
1. 基準値は、日間平均値とする。		
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 環境庁告示第 59 号、最終改正令和 3 年 10 月 7 日環境省告示第 62 号）





**凡例**  
 □ 対象事業実施区域  
 〰 A類型

出典：「水環境総合情報サイト」  
 (環境省 HP <https://water-pub.env.go.jp/water-pub/mizu-site/>)  
 令和2年10月閲覧  
 「令和元年版 岡山県環境白書2019」  
 (岡山県 HP <https://www.pref.okayama.jp/page/541869.html>)  
 令和3年6月16日閲覧

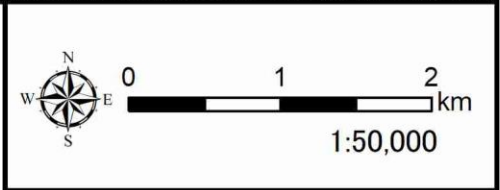


図 3.2.8-2  
 水域の生活環境の保全に関する  
 環境基準類型指定状況

#### ④ 地下水

地下水に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)により定められている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2.8-10 に示すとおりである。

表 3.2.8-10 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号、最終改正令和3年10月7日環境省告示第63号)

⑤ 土壤汚染

土壤の汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく「土壤の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号)により定められている。

土壤の汚染に係る環境基準は、表 3.2.8-11 に示すとおりである。

表 3.2.8-11 土壤の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壤 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壤 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壤が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。</p> <p>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

注 1) 環境基準は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壤については、適用しない。

出典：「土壤の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号、最終改正平成31年3月20日環境省告示第48号)

## ⑥ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づく「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）により定められている。

ダイオキシン類に係る環境基準は、表 3.2.8-12 に示すとおりである。

表 3.2.8-12 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下
備 考	
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

注 1) 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

注 2) 水質汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

注 3) 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

注 4) 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 環境庁告示第 68 号、最終改正令和 4 年 11 月 25 日 環境省告示第 89 号）

## (b) 規制基準等

### ① 大気汚染

いおう酸化物の排出基準は、「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)に基づき、以下の式により算出したいおう酸化物の量とされている。対象事業実施区域及びその周囲でのK値は17.5と定められている。なお、真庭市には総量規制地域の指定がない。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

q : いおう酸化物の許容量 (Nm<sup>3</sup>/h)

K : 大気汚染防止法第3条第2項第1号の政令で定める地域ごとの限度の指標

He : 排出口高さ (m)

ばいじん、有害物質の一般排出基準は、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められている。また、「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」(平成13年岡山県条例第76号)において、ばい煙、粉じん、有害ガス及びベンゼンについて排出基準等が定められている。なお、本事業では、大気汚染防止法の排出基準や岡山県環境への負荷の低減に関する条例の排出基準が適用される施設は設置しない。

### ② 騒音

騒音については、「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)に基づき、「特定工場等において発生する騒音の規制基準」、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」及び「自動車交通騒音の要請限度」が定められている。

特定工場等において発生する騒音の規制基準は表 3.2.8-13 に、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準は表 3.2.8-14 に、自動車騒音に係る要請限度は表 3.2.8-15 に示すとおりである。また、対象事業実施区域及びその周囲における騒音規制区域は、図 3.2.8-3 に示すとおりである。対象事業実施区域内に騒音規制区域はない。

このほか、「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」(平成13年岡山県条例第76号)において、特定施設を設置する特定工場等において発生する騒音について規制基準が定められている。

なお、本事業では「騒音規制法」や「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」が適用される特定施設は設置しない。

表 3.2.8-13 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分		時間区分		
		昼間 (7:00～20:00)	朝・夕 (5:00～7:00) (20:00～22:00)	夜間 (22:00～ 翌日の5:00)
第1種区域	第1種低層住居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 湯原都市計画区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	近隣商業地域 準工業地域 宮地・山田・五名地区	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	工業地域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

※この基準は、特定工場等の敷地境界線における値である。

備考

次に掲げる施設の敷地の周囲 50m の区域における当該基準は、当該各欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする(第1種区域を除く)。(※は、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、備前市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市に係る区域を除く。)

1. 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
2. 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所
3. 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
4. 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
5. 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
6. ※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

出典：「騒音・振動規制のあらまし」(令和2年、岡山県)

表 3.2.8-14 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

区域の区分		規制種別	基準値	作業時間帯	1日当たりの作業期間	作業期間	作業日
第1号区域	第1種区域 第2種区域 第3種区域 第4種区域の一部※		85 デシベル	19:00～翌日 7:00の時間内 でないこと	10時間を超 えないこと	連続6日を超 えないこと	日曜日その 他の休日 でないこと
				22:00～翌日 6:00の時間内 でないこと	14時間を超 えないこと		
第2号区域	指定地域のうち第1 号区域以外の区域						

※表 3.2.8-13 の備考 1.～6. の施設の敷地の周囲 80m の区域

備考 基準値は、騒音に係る特定建設作業の場所の敷地境界線における値である。

出典：「騒音・振動規制のあらまし」(令和2年、岡山県)

表 3.2.8-15 自動車騒音に係る要請限度

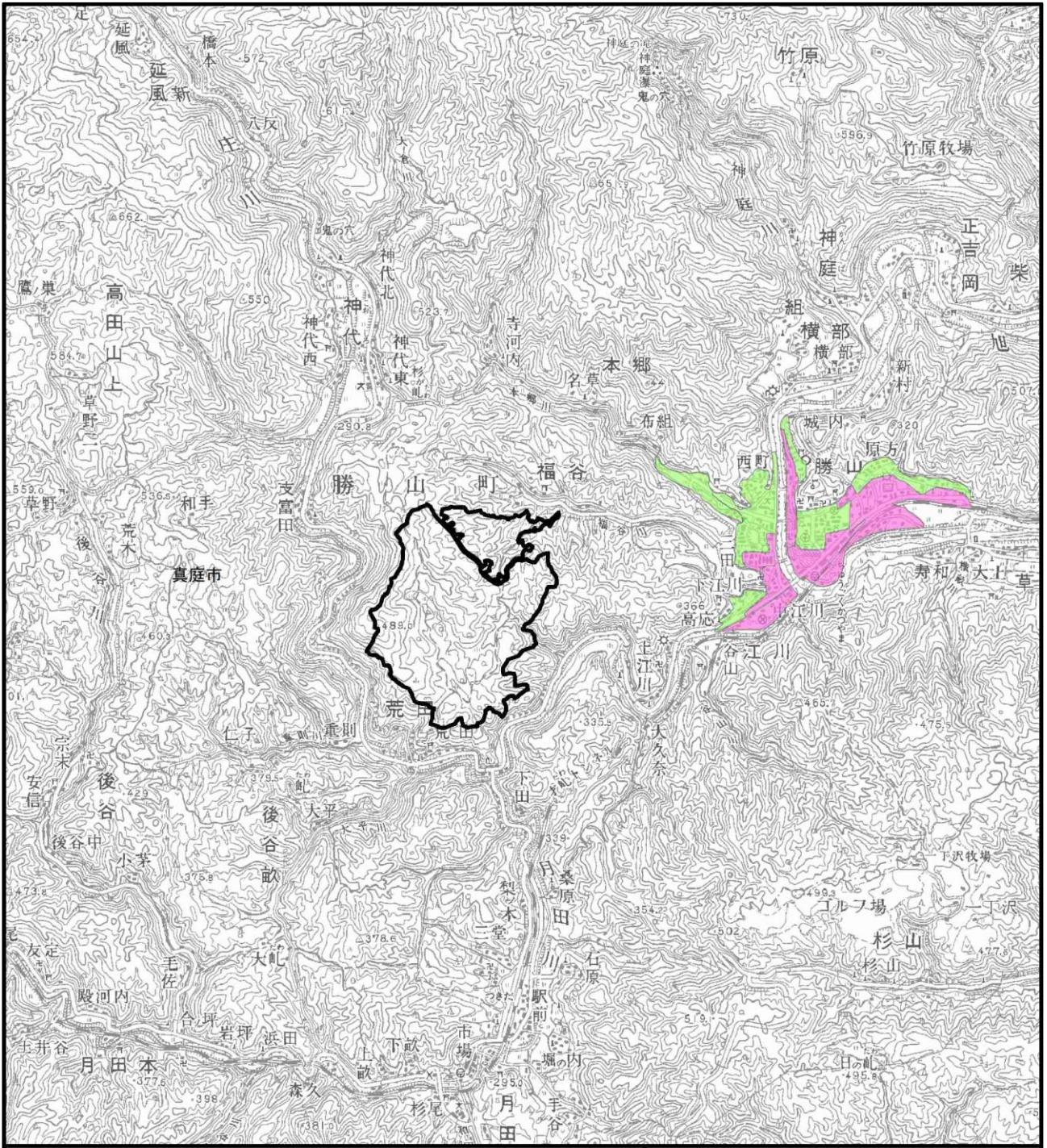
時間区分		a 区域		b 区域		c 区域
		1 車線	2 車線以上	1 車線	2 車線以上	1 車線以上
昼間	6:00～22:00	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	75 デシベル	75 デシベル
夜間	22:00～翌日の6:00	55 デシベル	65 デシベル	55 デシベル	70 デシベル	70 デシベル
上記のうち幹線交通を担う道路に近接する空間については、次の要請限度が適用される。 昼間 75 デシベル 夜間 70 デシベル						

【幹線交通を担う道路に近接する空間】

幹線交通を担う道路に近接する空間とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道において、2車線以下の場合は道路端から15mの範囲、3車線以上の場合は道路端から20mの範囲を指す。

1. 真庭市における、a 区域、b 区域、c 区域は以下のとおり。  
a 区域：第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域  
b 区域：第1種住居地域、第2種住居地域、湯原都市計画区域  
c 区域：近隣商業地域、準工業地域、工業地域、宮地・山田・五名地区

出典：「騒音・振動規制のあらまし」(令和2年、岡山県)



凡例

- 対象事業実施区域
- 第2種区域
- 第3種区域

出典：「勝山都市計画図」（平成13年、勝山町）  
「騒音・振動規制のあらまし」（令和2年、岡山県）

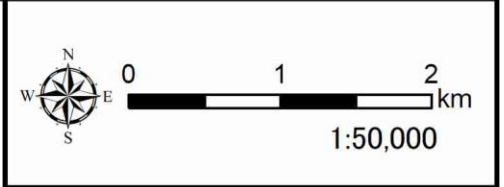


図 3.2.8-3  
騒音規制法による区域指定状況

### ③ 振 動

振動については、「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動に係る要請限度が定められている。また、「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」(平成13年岡山県条例第76号)において、特定施設を設置する特定工場等において発生する振動について規制基準が定められている。

特定工場等において発生する振動の規制基準は表3.2.8-16に、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準は表3.2.8-17に、道路交通振動に係る要請限度は表3.2.8-18に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周囲における振動規制区域は、図3.2.8-4に示すとおりである。対象事業実施区域内に振動規制区域はない。

なお、本事業では「振動規制法」や「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」が適用される特定施設は設置しない。

表 3.2.8-16 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (7:00~20:00)	夜間 (20:00~翌日の7:00)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 湯原都市計画区域	60 デシベル	55 デシベル
	第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

※この基準は、特定工場等の敷地境界線における値である。

備考

次に掲げる施設の敷地の周囲50mの区域における当該基準は、当該各欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

(※は、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、備前市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市に係る区域を除く。)

1. 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
2. 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所
3. 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
4. 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
5. 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
6. ※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

出典：「騒音・振動規制のあらまし」(令和2年、岡山県)

表 3.2.8-17 特定建設作業において発生する振動の規制基準

区域の区分		規制種別	基準値	作業時間帯	1日当たりの作業期間	作業期間	作業日
第1号区域	第1種区域 第2種区域の一部※	75 デシベル	75 デシベル	19:00 ~ 翌日 7:00 の時間内 でないこと	10 時間を超 えないこと	連続6日を超 えないこと	日曜日その 他の休日 でないこと
第2号区域	指定地域のうち第1 号区域以外の区域			22:00 ~ 翌日 6:00 の時間内 でないこと	14 時間を超 えないこと		

※第2種区域のうち、近隣商業地域と準住居地域、及び指定地域内の工業地域のうち、表3.2.8-16の備考1.~6.の施設の敷地の周囲80mの区域

備考 基準値は、振動に係る特定建設作業の場所の敷地境界線での値とする。

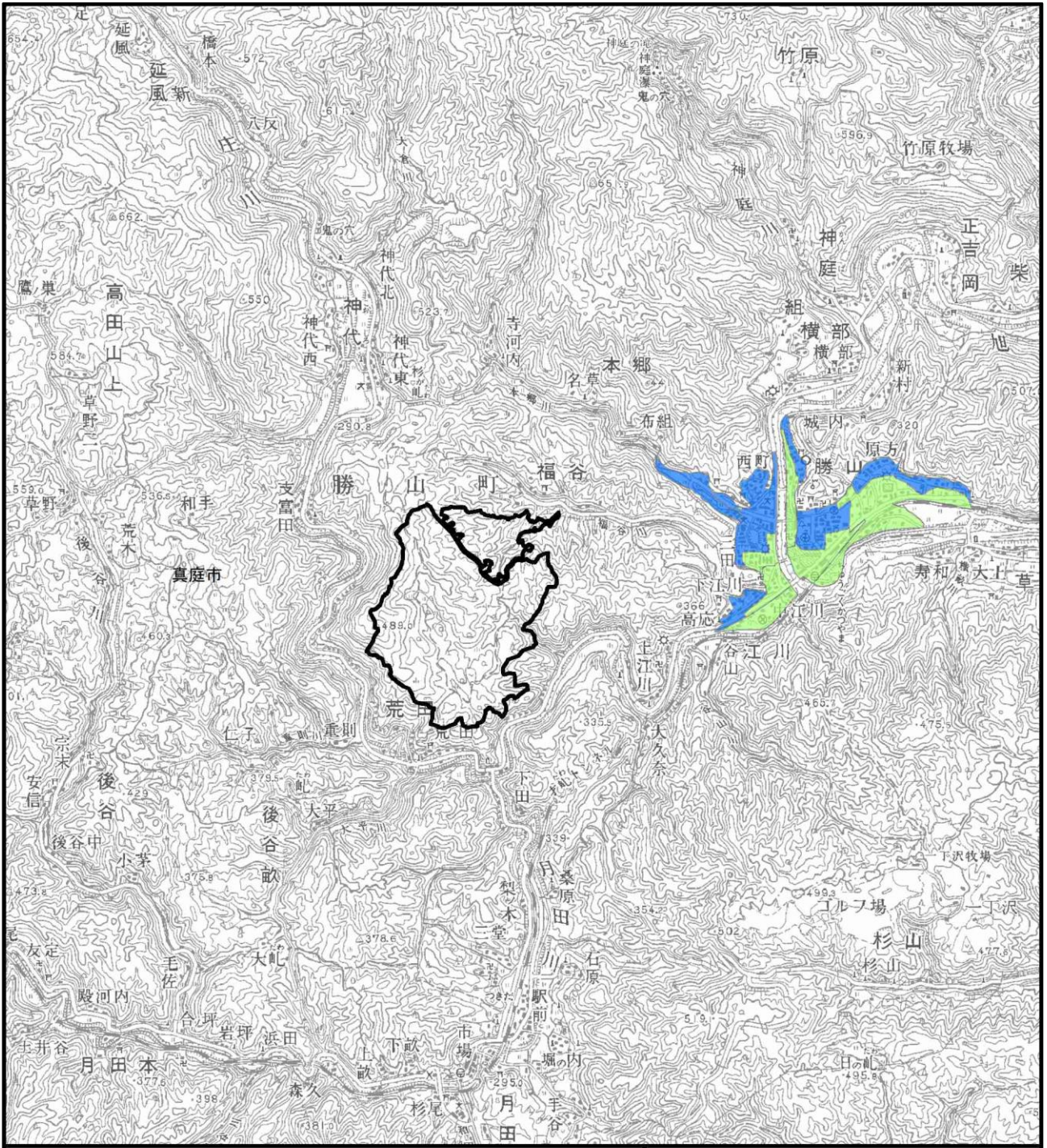
出典：「騒音・振動規制のあらまし」(令和2年、岡山県)



表 3.2.8-18 道路交通振動に係る要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (7:00~20:00)	夜間 (20:00~翌日の7:00)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 湯原都市計画区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	近隣商業地域 準工業地域 工業地域	70 デシベル	65 デシベル

出典：「騒音・振動規制のあらまし」（令和2年、岡山県）



凡例

- 対象事業実施区域
- 第1種区域
- 第2種区域

出典：「勝山都市計画図」（平成13年、勝山町）  
「騒音・振動規制のあらまし」（令和2年、岡山県）

0 1 2 km

1:50,000

図 3.2.8-4  
振動規制法による区域指定状況

#### ④ 悪 臭

真庭市では、特定悪臭物質濃度規制に係る規制地域として、合併前の旧勝山町、旧久世町における用途地域が第 1 種区域に、旧勝山町の第 1 種区域以外の地域が第 2 種区域に指定されており、「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号) 第 3 条及び第 4 条に基づいた特定悪臭物質濃度による規制基準が定められている。悪臭に係る規制基準は表 3.2.8-19(1)～表 3.2.8-19(3)に、対象事業実施区域及びその周囲における区域の指定状況は、図 3.2.8-5 に示すとおりである。対象事業実施区域内は、第 2 種区域に指定されている。

なお、真庭市は、臭気指数による規制地域には指定されていない。

表 3.2.8-19(1) 悪臭に係る規制基準 (第 1 号規制 (敷地境界上での規制))

規制対象となる特定悪臭物質	敷地境界の規制基準(単位 ppm)	
	第 1 種区域	第 2 種区域
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレリルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレリルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

出典：「悪臭規制のあらまし」(平成 31 年、岡山県)

表 3.2.8-19(2) 悪臭に係る規制基準（第2号規制（気体排出口での規制））

気体排出口における規制基準は、特定悪臭物質の種類ごとに次式より算出された流量  $q$  [ $\text{m}^3$  N/h] とする。（特定悪臭物質の種類ごとに流量  $q$  を超える特定悪臭物質を含む気体を排出してはならない。）  
 なお、補正された排出口の高さが5m未満の場合は、この式を適用しない。  
 $q=0.108 \times \text{He}^2 \cdot \text{Cm}$   
 $q$  流量 [ $\text{m}^3$  N/h] ( $0^\circ\text{C}$ 1気圧下における1時間あたりの排出量)  
 $\text{He}$  補正された排出口の高さ [m]  
 $\text{Cm}$  敷地境界上での規制（第1号規制）基準値 [ppm]（百万分率）

規制対象となる特定悪臭物質	Cmの値(単位 ppm)	
	第1種区域	第2種区域
アンモニア	1	2
硫化水素	0.02	0.06
トリメチルアミン	0.005	0.02
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
キシレン	1	2

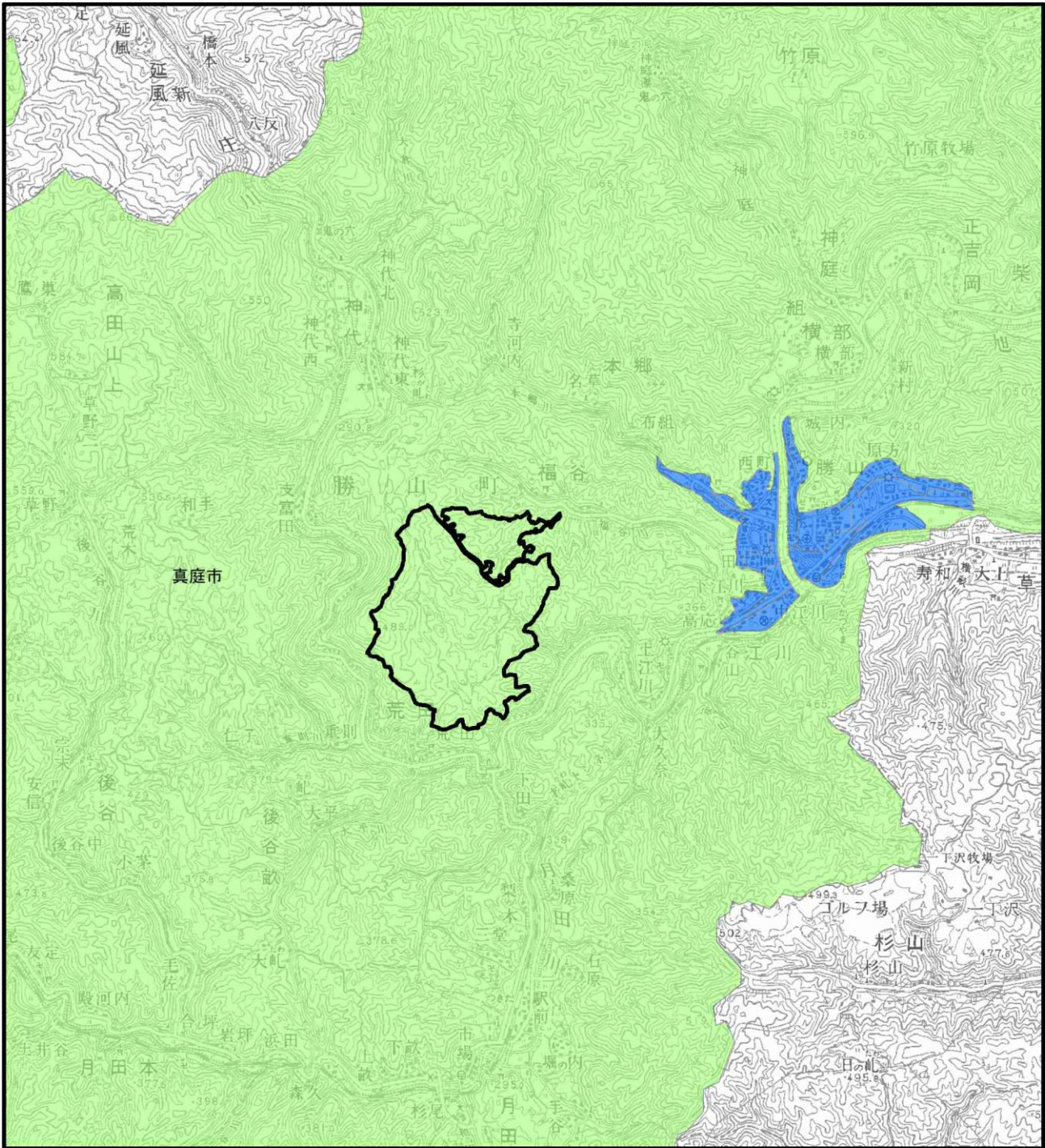
出典：「悪臭規制のあらまし」（平成31年、岡山県）

表 3.2.8-19(3) 悪臭に係る規制基準（第3号規制（排水に係る規制））

排水口に係る規制基準は、特定悪臭物質の種類ごとに次式より算出された排水水中の濃度  $C_1$  [mg/L] とする。（特定悪臭物質の種類ごとに濃度  $C_1$  を超える特定悪臭物質を含む排水を排出してはならない。）  
 なお、メチルメルカプタンについては、次式により求められた  $C_1$  の値が  $0.002$  [mg/L] 未満の場合、 $C_1$  の値は当分の間  $0.002$  [mg/L] を適用する。  
 $C_1=k \times \text{Cm}$   
 $C_1$  排水中に含まれる特定悪臭物質の濃度 [mg/L]  
 $k$  特定悪臭物質の種類ごとに定められた値 [mg/L]  
 $Q$  排出水量 [ $\text{m}^3/\text{s}$ ]  
 $\text{Cm}$  敷地境界上での規制（第1号規制）基準値 [ppm]（百万分率）

規制対象となる特定悪臭物質	kの値 [mg/L]			Cmの値 [ppm]	
	$Q1 \leq 0.001$	$0.001 < Q1$ $Q1 \leq 0.1$	$0.1 < Q1$	第1種区域	第2種区域
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71	0.002	0.004
硫化水素	5.6	1.2	0.26	0.02	0.06
硫化メチル	32	6.9	1.4	0.01	0.05
二硫化メチル	63	14	2.9	0.009	0.03

出典：「悪臭規制のあらまし」（平成31年、岡山県）



- 凡例
- 対象事業実施区域
  - 第1種区域
  - 第2種区域

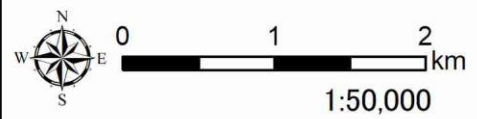


図 3.2.8-5  
悪臭防止法による規制区域指定状況

出典：「勝山都市計画図」（平成 13 年、勝山町）  
「国土数値情報 行政区域データ 平成 7 年」（国土交通省 HP  
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>）令和 2 年 10 月閲覧  
「悪臭規制のあらまし」（平成 31 年、岡山県）

## ⑤ 水質汚濁

排水については、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)に基づく特定事業場に係る排水基準が定められている。水質汚濁防止法に基づく排水基準は、表 3.2.8-20(1)及び表 3.2.8-20(2)に示すとおりである。

岡山県では「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和 46 年岡山県条例第 65 号)により上乗せ排水基準が定められている。

上乗せ排水基準が定められている項目は、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、フェノール類含有量、シアン化合物含有量、銅含有量の 7 項目である。対象事業実施区域は条例の適用区域のうち「河川等水域」に該当する。

本事業では、水質汚濁防止法の排出基準や条例の上乗せ排出基準が適用される特定施設は設置しない。

岡山県全域は「水質汚濁防止法」に基づく水質総量削減の指定水域に該当し、日平均排水量 50 m<sup>3</sup>以上、特定事業場から排出される特定排出水の汚濁負荷量について、総量規制基準(化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量(T-N)、りん含有量(T-P)の 3 項目)が定められている。

本事業では水質汚濁防止法の総量排出基準に係る施設は設置しない。

岡山県全域は「瀬戸内海環境保全特別措置法」に基づく適用区域に該当する。水質汚濁防止法の特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設を設置する、日最大排水量 50 m<sup>3</sup>以上の特定事業場については、一部の特定施設(地方公共団体が設置するし尿処理施設等)を除き許可又は届出が必要になる。

本事業では、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可又は届出が必要となる特定施設事業場は設置しない。

「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」(平成 13 年岡山県条例第 76 号)では、汚水または廃液を排出する特定施設から公共用水域への排水の排出基準が定められており、適用される有害物質の排水基準は水質汚濁防止法に基づく一律排水基準と同じである。

「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」における地下水汚染に係る基準及び浄化基準は表 3.2.8-21 に示すとおりである。

本事業では「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」の排出基準に係る施設は設置しない。

このほか、表 3.2.8-22 に示す農業(水稲)用水基準(農林水産省公害研究会)及び表 3.2.8-23 に示す水産用水基準((公社)日本水産資源保護協会)がある。

表 3.2.8-20(1) 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物		0.03 mg Cd/L
シアン化合物		1 mg CN/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPNに限る。）		1 mg/L
鉛及びその化合物		0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物		0.5 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物		0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル		0.003 mg/L
トリクロロエチレン		0.1 mg/L
テトラクロロエチレン		0.1 mg/L
ジクロロメタン		0.2 mg/L
四塩化炭素		0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02 mg/L
チウラム		0.06 mg/L
シマジン		0.03 mg/L
チオベンカルブ		0.2 mg/L
ベンゼン		0.1 mg/L
セレン及びその化合物		0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：	10 mg B/L
	海域に排出されるもの：	230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：	8 mg F/L
	海域に排出されるもの：	15 mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：	100 mg/L
1,4-ジオキサン		0.5 mg/L
備考		
1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。		
2. 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。		

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号、最終改正令和4年5月17日環境省令第17号）

表 3.2.8-20(2) 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（生活環境項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの：5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの：5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質量（SS）	200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120mg/L（日間平均 60mg/L）
燐含有量	16mg/L（日間平均 8mg/L）
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排水水の量が 50 立方メートル以上である工場または事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場または事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. 燐(りん)含有量についての排水基準は、燐(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正令和 4 年 5 月 17 日環境省令第 17 号）



表 3.2.8-21 地下水汚染に係る基準及び浄化基準

有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.003 mg
シアン化合物	検出されないこと。
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	検出されないこと。
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.01 mg
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.05 mg
ひ素及びその化合物	1 リットルにつきひ素 0.01 mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.0005 mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル(別名 PCB)	検出されないこと。
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 mg
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 mg
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.02 mg
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.002 mg
1,2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.004 mg
1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	1 リットルにつき 0.1 mg
1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.04 mg
1,1,1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 1 mg
1,1,2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.006 mg
1,3-ジクロロプロペン(別名 D-D)	1 リットルにつき 0.002 mg
テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	1 リットルにつき 0.006 mg
2-クロロ-4・6-ビス(エチルアミノ)-1・3・5-トリアジン(別名シマジン又は CAT)	1 リットルにつき 0.003 mg
N・N-ジエチルチオカルバミン酸 S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	1 リットルにつき 0.02 mg
ベンゼン	1 リットルにつき 0.01 mg
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.01 mg
ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素 1 mg
ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素 0.8 mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 リットルにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 10 mg
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	1 リットルにつき 0.002 mg
1,4-ジオキサン	1 リットルにつき 0.05 mg
備考	この表に掲げる基準値は、平成 8 年環境庁告示第 55 号(水質汚濁防止法施行規則第 9 条の 4 の規定に基づき環境大臣が定める測定方法)に定める方法により測定を行った場合における測定結果によるものとする。この場合において、「検出されないこと。」とは、同告示に定める方法により測定した結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則」(平成 14 年 3 月 29 日、岡山県規則第 40 号)

表 3.2.8-22 農業（水稲）用水基準

項目	基準値
pH（水素イオン濃度）	6.0～7.5
COD（化学的酸素要求量）	6 mg/L 以下
SS（浮遊物質）	100 mg/L 以下
DO（溶存酸素量）	5 mg/L 以上
T-N（全窒素濃度）	1 mg/L 以下
電気伝導度（EC）	0.3mS/cm 以下
重金属	
As（砒素）	0.05mg/L 以下
Zn（亜鉛）	0.5 mg/L 以下
Cu（銅）	0.02mg/L 以下

備考

「農業（水稲）用水基準」は、農林水産省が昭和44年春から約1ヶ月間、汚濁物質別について「水稲」に被害を与えない限界濃度を検討し、学識経験者の意見も取り入れて、昭和45年3月に定めた基準で、法的効力はないが水稲の正常な成育のために望ましいかんがい用水の指標として利用されている。

出典：「農業用水基準」（昭和45年3月、農林水産省公害研究会）

表 3.2.8-23 水産用水基準

水域	河川	湖沼
BOD	自然繁殖条件:3mg/L 以下 (サケ・マス・アユ 2mg/L 以下) 成育条件:5mg/L 以下 (サケ・マス・アユ 3mg/L 以下)	—
COD	—	《COD <sub>m</sub> 》 自然繁殖条件:4mg/L 以下 (サケ・マス・アユ:2mg/L 以下) 成育条件:5mg/L 以下 (サケ・マス・アユ:3mg/L 以下)
全窒素	—	コイ・フナ:1.0mg/L 以下 ワカサギ:0.6mg/L 以下 サケ科・アユ科:0.2mg/L 以下
全リン	—	コイ・フナ:0.1mg/L 以下 ワカサギ:0.05mg/L 以下 サケ科・アユ科:0.01mg/L 以下
溶存酸素 (DO)	一般:6mg/L 以上 (サケ・マス・アユ:7mg/L 以上)	一般:6mg/L 以上 (サケ・マス・アユ:7mg/L 以上)
pH	6.7～7.5 生息する生物に悪影響を及ぼすほど pH の急激な変化がないこと	6.7～7.5
懸濁物質 (SS)	25mg/L 以下（人為的に加えられる懸濁物質は 5mg/L 以下） ・忌避行動などの反応を起こさせる原因とならないこと。 ・日光の透過を妨げ、水生植物の繁殖、成長に影響を及ぼさないこと。	サケ・マス・アユ:1.4mg/L 以下 (透明度 4.5m 以上) 温水性魚類:3.0mg/L 以下 (透明度 1.0m 以上)
着色	光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。忌避行動の原因とならないこと。	
水温	水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温の変化がないこと。	
大腸菌群数	1000MPN/100mL 以下であること。(ただし、生食用かきを飼育:700MPN/100mL 以下)	
油分	・水中には油分が含まれないこと。 ・水面に油膜が認められないこと。	
底質	河川及び湖沼では、有機物などによる汚泥床、みずわたなどの発生をおこさないこと。 海域では COD（アルカリ性法）20mg/g（乾泥）以下、硫化物 0.2mg/g（乾泥）以下、n-ヘキサン抽出物質 0.1% 以下であること。 微細な懸濁物が岩面、礫、または砂利などに付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。 溶出試験（環告 14 号）により得られた検液中の有害物質のうち水産用水基準で基準値が定められている物質については基準値の 10 倍を下回る。ただし、カドミウム、PCB については溶出試験で得られた検液中の濃度がそれぞれの化合物の検出下限を下回ること。 ダイオキシン類・150pgTEQ/g を下回ること。	

出典：「水産用水基準 第8版（2018年版）」（平成30年8月、公益社団法人 日本水産資源保護協会）

⑥ 土壌汚染

「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)における特定有害物質と区域の指定に係る基準、及び「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」(平成 13 年岡山県条例第 76 号)における特定有害物質等の基準は表 3.2.8-24 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない。また、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和 45 年法律第 139 号)に基づく農用地土壌汚染対策地域の指定はない。

表 3.2.8-24 特定有害物質及び区域の指定に係る基準

特定有害物質	分類	土壌汚染対策法		県環境負荷低減条例	
		土壌溶出量基準(mg/L)	土壌含有量基準(mg/kg)	土壌溶出量基準(mg/L)	土壌含有量基準(mg/kg)
クロロエチレン	第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	0.002 以下	—	0.002	—
四塩化炭素		0.002 以下	—	0.002	—
1,2-ジクロロエタン		0.004 以下	—	0.004	—
1,1-ジクロロエチレン		0.1 以下	—	0.1	—
1,2-ジクロロエチレン		0.04 以下	—	0.04	—
1,3-ジクロロプロペン		0.002 以下	—	0.002	—
ジクロロメタン		0.02 以下	—	0.02	—
テトラクロロエチレン		0.01 以下	—	0.01	—
1,1,1-トリクロロエタン		1 以下	—	1	—
1,1,2-トリクロロエタン		0.006 以下	—	0.006	—
トリクロロエチレン		0.01 以下	—	0.01	—
ベンゼン		0.01 以下	—	0.01	—
カドミウム及びその化合物		第2種特定有害物質 (重金属等)	0.003 以下	45 以下	0.003
六価クロム化合物	0.05 以下		250 以下	0.05	250
シアン化合物	検出されないこと		遊離シアンとして 50 以下	検出されないこと	遊離シアンとして 50
水銀及びその化合物	水銀 0.0005 以下 かつ アルキル水銀 検出されないこと		15 以下	水銀 0.0005 かつ アルキル水銀 検出されないこと	15
セレン及びその化合物	0.01 以下		150 以下	0.01	150
鉛及びその化合物	0.01 以下		150 以下	0.01	150
砒素及びその化合物	0.01 以下		150 以下	0.01	150
ふっ素及びその化合物	0.8 以下		4,000 以下	0.8	4,000
ほう素及びその化合物	1 以下		4,000 以下	1	4,000
シマジン	第3種特定有害物質 (農薬等)		0.003 以下	—	0.003
チオベンカルブ		0.02 以下	—	0.02	—
チウラム		0.006 以下	—	0.006	—
ポリ塩化ビフェニル (PCB)		検出されないこと	—	検出されないこと	—
有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN に限る)		検出されないこと	—	検出されないこと	—

出典：「土壌汚染対策法施行規則」(平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正令和 4 年 3 月 24 日環境省令第 6 号)

「岡山県環境への負荷の低減に関する条例 (土壌・地下水関係) について」

(岡山県 HP <https://www.pref.okayama.jp/page/614185.html>) 令和 4 年 5 月 18 日閲覧

⑦ 地盤沈下

対象事業実施区域及びその周囲には、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号) 及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和 37 年法律第 100 号) に基づく指定地域はない。

## (2) 自然関係法令等

### (a) 自然公園等の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲においては、「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)に基づく国立公園及び国定公園の指定はない。

「岡山県立自然公園条例」(昭和 48 年岡山県条例第 34 号)に基づく県立自然公園の指定状況は、表 3.2.8-25 及び図 3.2.8-6 に示すとおりである。対象事業実施区域の北東約 2.5km に「湯原奥津県立自然公園」の指定区域があるが、対象事業実施区域内では国立公園、国定公園、県立自然公園の指定はない。

表 3.2.8-25 対象事業実施区域及びその周囲の自然公園等の指定状況

公園の種別	公園名	指定年月日	関係市町村	面積 (ha)	公園の概要
県立自然公園	湯原奥津県立自然公園	昭和 45 年 5 月 1 日	真庭市、津山市、鏡野町	16,537	旭川上流の湯原湖を中心とする一帯と吉井川上流の奥津溪を中心とする一帯からなり、1,000m 級の山岳と深い渓谷を特徴としている。

出典：「岡山県の自然公園」(岡山県 HP <https://www.pref.okayama.jp/page/573377.html>) 令和 4 年 5 月 18 日閲覧

### (b) 自然環境保全地域等の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲においては、「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号)に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、及び「岡山県自然保護条例」(昭和 46 年岡山県条例第 63 号)に基づく自然環境保全地域の指定はない。

### (c) 鳥獣保護区の指定状況

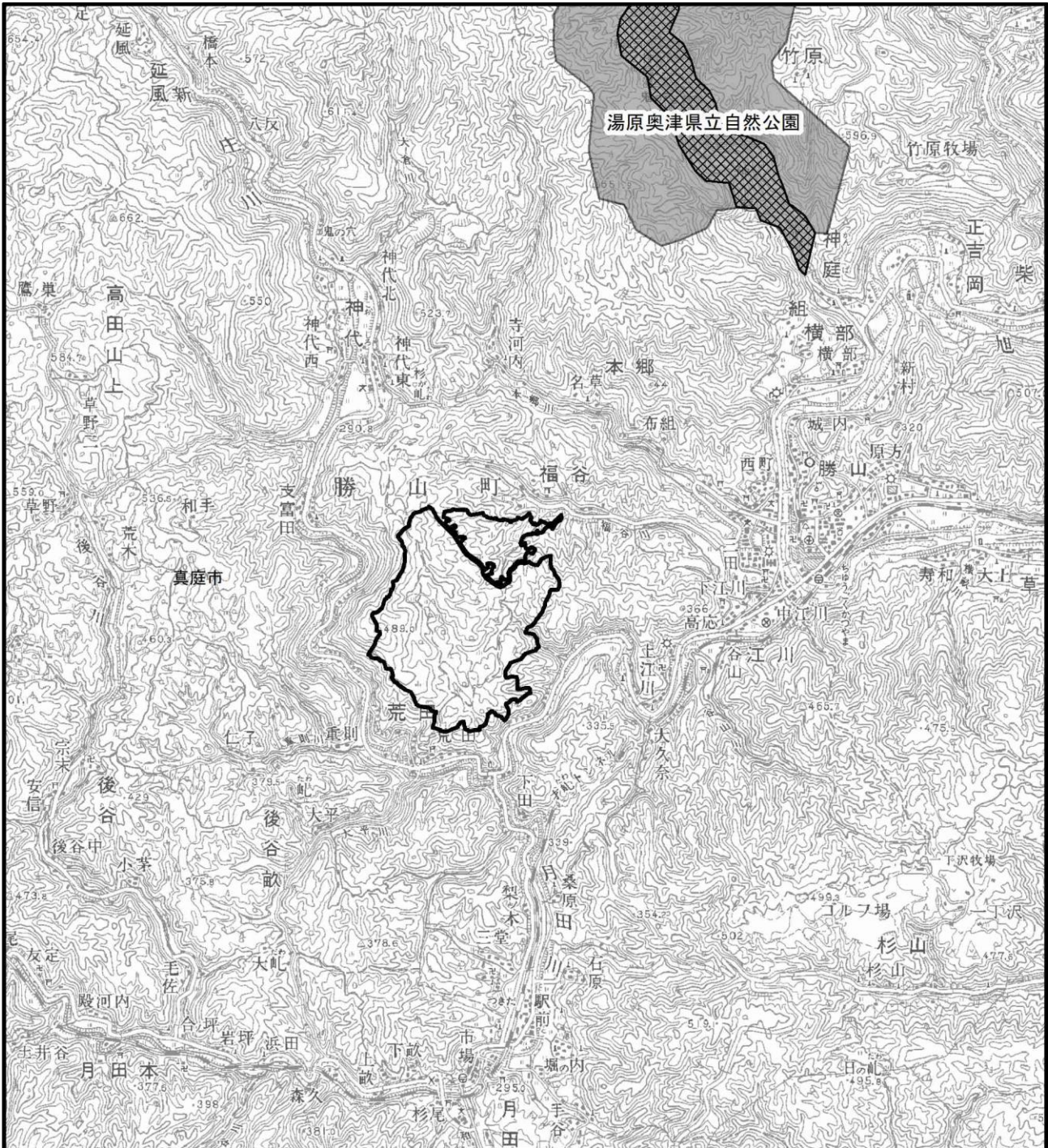
対象事業実施区域及びその周囲の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)に基づく「鳥獣保護区(特別保護地区、特別保護指定区域)」等の指定状況は、表 3.2.8-26 及び図 3.2.8-7 に示すとおりである。

対象事業実施区域の北東約 3.3km に「神庭の滝自然公園鳥獣保護区」の指定区域があるが、対象事業実施区域内では鳥獣保護区の指定はない。

表 3.2.8-26 対象事業実施区域及びその周囲の鳥獣保護区等の指定状況

区分	名称	面積 (ha)	存続期間
鳥獣保護区	神庭の滝自然公園鳥獣保護区	45	~R10.10.31

出典：「令和 3 年度 岡山県鳥獣保護区等位置図」(令和 3 年度、岡山県) 令和 4 年 5 月 18 日閲覧



- 凡例
- 対象事業実施区域
  - 特別地域
  - 普通地域

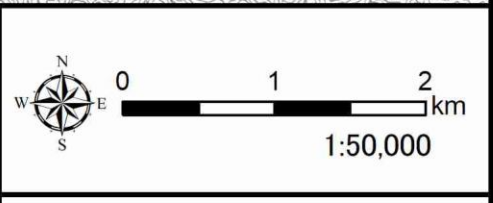
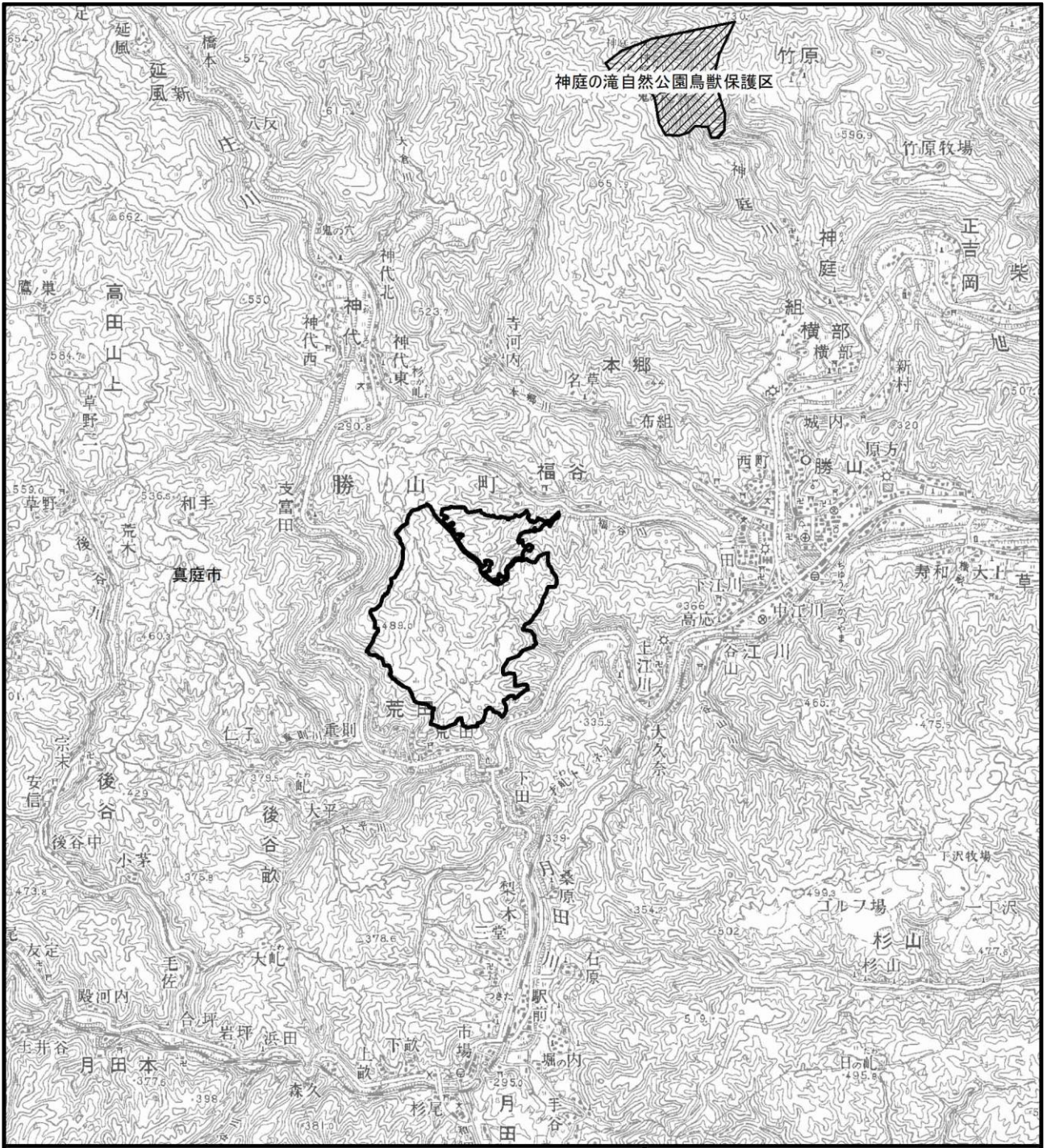


図 3.2.8-6 県立自然公園の位置

出典：「岡山県の自然公園」  
 (岡山県 HP <https://www.pref.okayama.jp/page/573377.html>)  
 令和 4 年 5 月 23 日閲覧



凡例

- 対象事業実施区域
- 鳥獣保護区

出典：「令和3年度 岡山県鳥獣保護区等位置図」（令和3年度、岡山県）

1:50,000

図 3.2.8-7 鳥獣保護区の位置

(3) その他法令等

(a) 世界の文化遺産及び自然遺産の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年条約第7号)に基づく世界文化遺産及び自然遺産はない。

(b) 緑地地区等の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」(昭和48年法律第72号)に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区並びに「生産緑地法」(昭和49年法律第68号)に基づく生産緑地地区はない。

(c) 生息地等保護区の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)に基づく生息地等保護区の指定はない。また「岡山県希少野生動植物保護条例」(平成15年岡山県条例64号)に基づく生息地等保護区に指定された地域はない。

(d) 水鳥の生息地として国際的に重要な湿地

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」(昭和55年条約第28号)に基づく条約湿地はない。

(e) 保護水面の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には、「水産資源保護法」(昭和26年法律第313号)に基づく保護水面に指定された地域はない。



(f) 史跡・名勝・天然記念物など

対象事業実施区域及びその周囲における、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号（昭和 25 年 5 月 30 日））、「岡山県文化財保護条例」（昭和 50 年岡山県条例第 64 号）、「真庭市文化財保護条例」（平成 17 年真庭市条例第 106 号）に基づく史跡・名勝・天然記念物及び登録文化財（建造物）は表 3.2.8-27 及び図 3.2.8-8 に、埋蔵文化財包蔵地は表 3.2.8-28 及び図 3.2.8-9 に示すとおりである。

対象事業実施区域内には史跡・名勝・天然記念物・登録文化財は存在しないが、埋蔵文化財包蔵地は浅田城跡（2 カ所）が存在する。

表 3.2.8-27 対象事業実施区域及びその周囲の史跡・名勝・天然記念物・登録文化財（建造物）

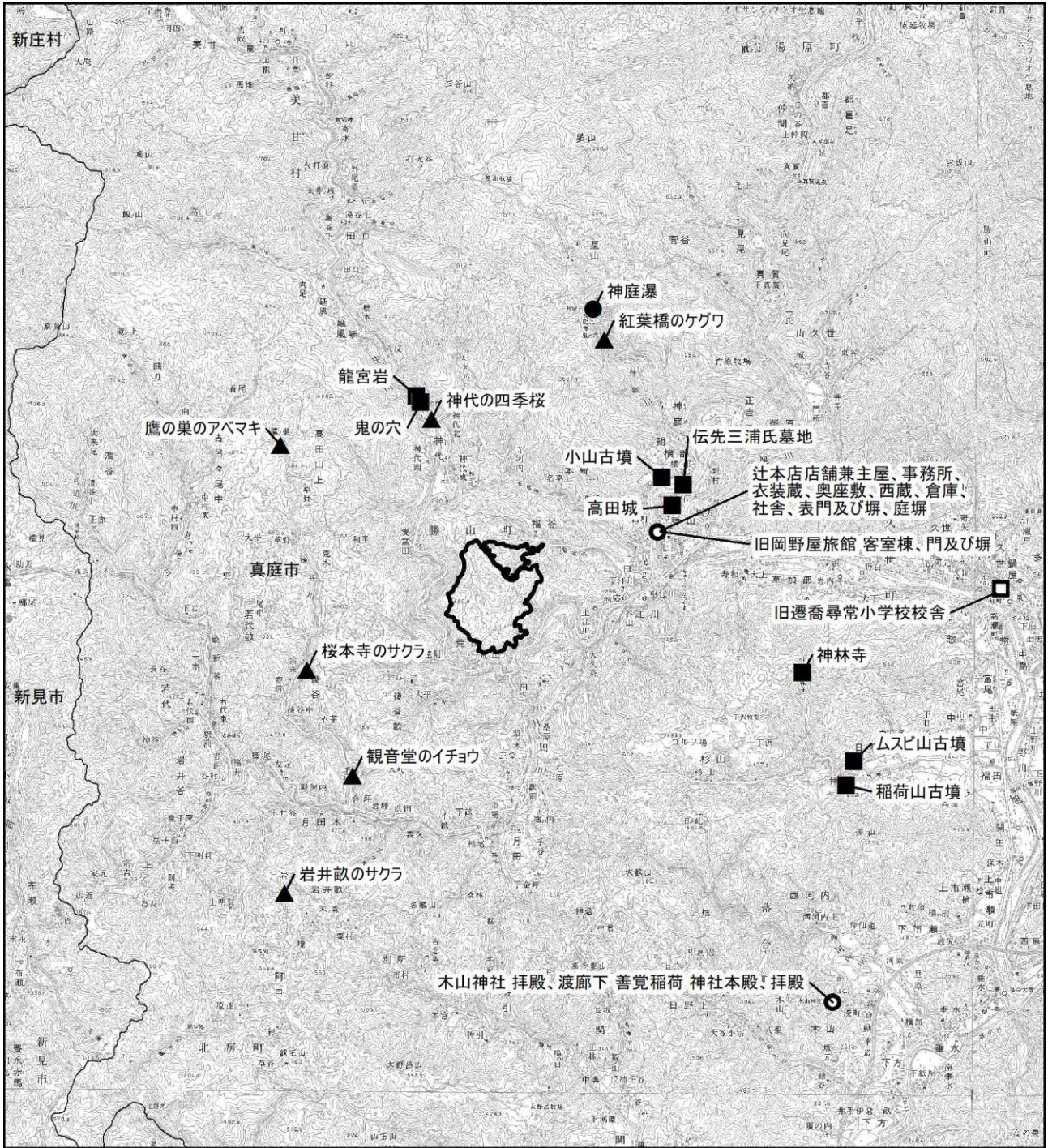
No.	指定別	種別	名称	所在地	
1	国指定	名勝	神庭瀑	真庭市神庭	
2		重要文化財（建造物）	旧遷喬尋常小学校校舎	真庭市鍋屋	
3	市指定	史跡	小山古墳	真庭市組、横部	
4			神林寺	真庭市神	
5			高田城	真庭市勝山	
6			伝先三浦氏墓地	真庭市横部	
7			稲荷山古墳	真庭市日名	
8			ムスビ山古墳	真庭市日名	
9			鬼の穴・龍宮岩	真庭市神代	
10			天然記念物	観音堂のイチョウ	真庭市後谷
11				インガの甌穴群※	真庭市横部
12		紅葉橋のケグワ		真庭市竹原	
13		神代の四季桜		真庭市神代	
14			桜本寺のサクラ	真庭市後谷	
15			鷹の巣のアベマキ	真庭市高田山上	
16	国登録	有形文化財（建造物）	旧岡野屋旅館 客室棟、門及び塀	真庭市勝山	
17			辻本店店舗兼主屋、事務所、衣装蔵、奥座敷、西藏、倉庫、社舎、表門及び塀、庭塀	真庭市勝山	
18			木山神社 拝殿、渡廊下 善覚稲荷 神社 本殿、拝殿	真庭市木山	

注) インガの甌穴群は、詳細な位置図が公表されていない。

出典：「岡山県内所在の国・県指定文化財」（岡山県 HP <https://www.pref.okayama.jp/page/550677.html>）令和 4 年 5 月 18 日閲覧

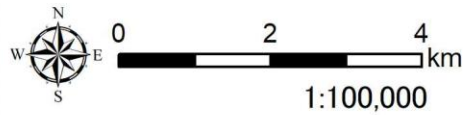
「真庭市内の指定文化財」（真庭市 HP <https://www.city.maniwa.lg.jp/soshiki/53/2756.html>）令和 4 年 5 月 18 日閲覧

「岡山県内の国登録文化財」（岡山県 HP <https://www.pref.okayama.jp/page/detail-50777.html>）令和 4 年 5 月 18 日閲覧



凡例

- 対象事業実施区域
- 名勝
- 史跡
- 天然記念物
- 国宝・重要文化財(建造物)
- 国登録有形文化財(建造物)



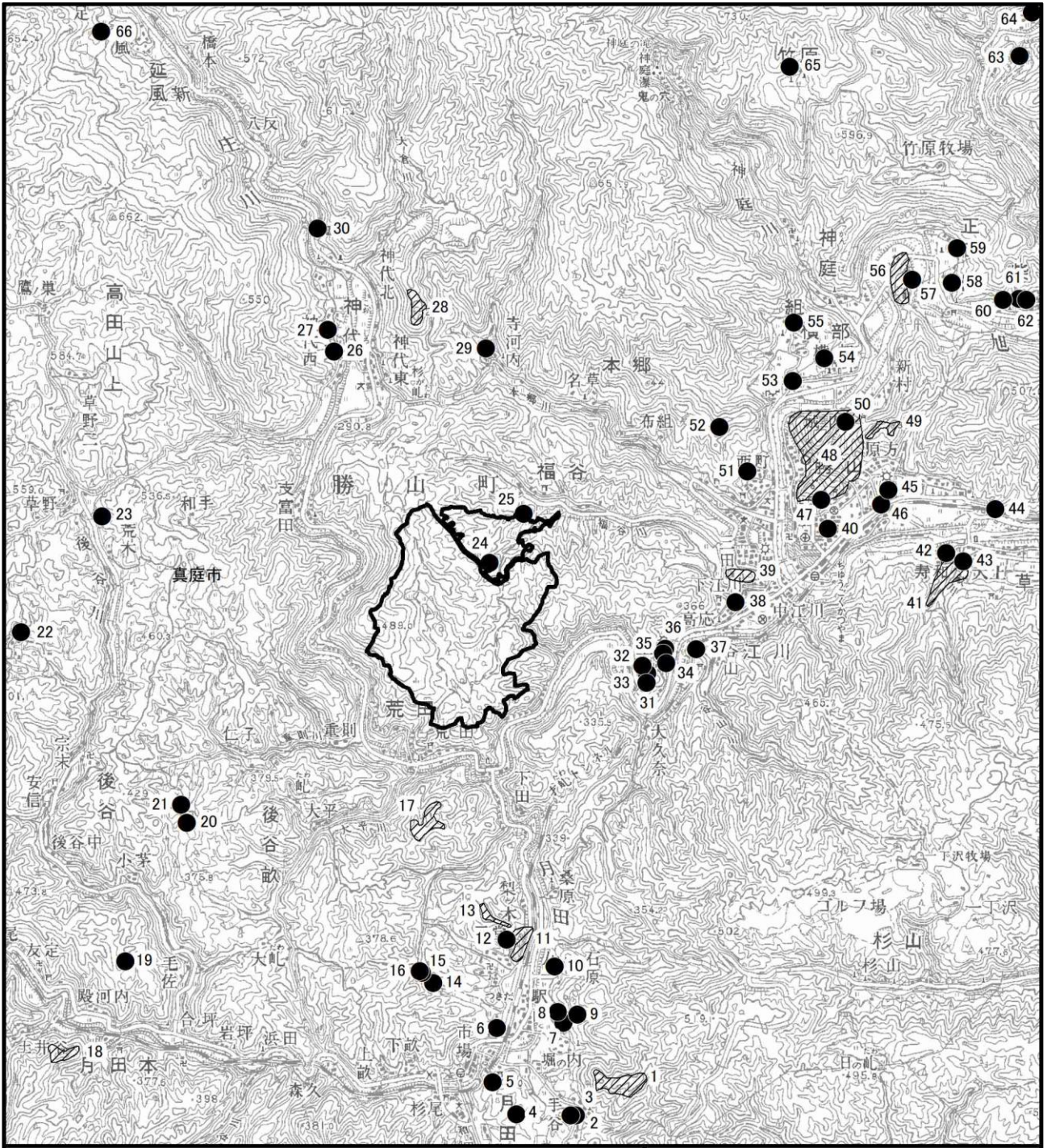
出典：「岡山県内所在の国・県指定文化財」（岡山県 HP <https://www.pref.okayama.jp/page/550677.html>）令和4年5月18日閲覧  
「真庭市内の指定文化財」（真庭市 HP <https://www.city.maniwa.lg.jp/soshiki/53/2756.html>）  
令和4年5月18日閲覧  
「真庭市統合型GIS」（真庭市 HP <http://www.gis.pref.okayama.jp/maniwa/Portal>）令和4年5月18日閲覧  
「国指定文化財等データベース」（文化庁 HP <https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index>）  
令和4年5月18日閲覧  
注）インガの甌穴群は、詳細な位置図が公表されていない。

図 3.2.8-8  
史跡・名勝・天然記念物・登録文化財（建造物）

表 3.2.8-28 対象事業実施区域及びその周囲の埋蔵文化財包蔵地

種類	No.	名称	所在地	種類	No.	名称	所在地
埋蔵文化財	1	月田城跡	真庭市	埋蔵文化財	34	上江川 3号墳	真庭市
	2	(名称未定)			35	上江川 4号墳	
	3	手谷古墳			36	上江川 5号墳	
	4	(名称未定)			37	谷山古墳	
	5	鳶乃森城跡			38	高応神社東遺跡	
	6	原美尾遺跡			39	かぶら山	
	7	塚の岨古墳			40	勝山高校遺跡	
	8	堀の内北遺跡			41	寿和 1～5号墳	
	9	(名称未定)			42	梶原屋敷跡	
	10	石原遺跡			43	殿土井跡	
	11	三堂坂城跡			44	宝泉寺跡	
	12	三堂坂遺跡			45	阿波土居跡	
	13	後山谷城跡			46	牧土居跡	
	14	原美尾池遺跡			47	化生寺東遺跡	
	15	胸ヅリ古墳			48	高田城跡(勝山城跡)	
	16	胸ヅリ遺跡			49	天神山砦跡	
	17	棚原城跡			50	城山窯跡群	
	18	本山城跡			51	陣山遺跡	
	19	八幡寺跡			52	陣山砦跡	
	20	黒土遺跡			53	小山古墳	
	21	長者御崎古墳			54	組遺跡	
	22	高田山遺跡			55	舟津屋敷跡	
	23	荒木屋敷跡			56	岡椎の木遺跡	
	24	浅田城跡			57	椎の木 1～3号墳	
	25	浅田城跡			58	岡遺跡	
	26	神矢神社遺跡			59	正吉遺跡	
	27	(名称未定)			60	出羽屋敷跡	
	28	大料城跡			61	峪田第 1 遺跡	
	29	(名称未定)			62	峪田第 2 遺跡	
	30	鬼の穴			63	二ノ氏	
	31	上江川遺跡			64	真賀 B 遺跡	
	32	上江川 1号墳			65	(名称未定)	
	33	上江川 2号墓			66	たたら林遺跡	

出典：「真庭市統合型 GIS」(真庭市 HP <http://www.gis.pref.okayama.jp/maniwa/Portal>) 令和 4 年 5 月 18 日閲覧



凡例

- 対象事業実施区域
- 埋蔵文化財包蔵地(点)
- 埋蔵文化財包蔵地(面)

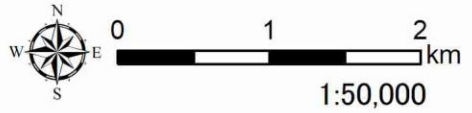


図 3.2.8-9  
埋蔵文化財包蔵地の位置

注) 図中の番号は表 3.2.8-28 に対応  
 出典: 「真庭市統合型 GIS」  
 (真庭市 HP <http://www.gis.pref.okayama.jp/maniwa/Portal>)  
 令和 4 年 5 月 18 日閲覧

(g) 国有林・保安林の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲の「森林法」(昭和26年法律第249号)に定める国有林及び保安林の状況は、図3.2.8-10に示すとおりである。なお、対象事業実施区域及びその周囲には保安林のみが存在する。

(h) 風致地区の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)に基づく風致地区の指定はない。

(i) 国土防災に係る指定区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「地すべり等防止法」(昭和33年法律第30号)に基づく地すべり防止区域、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年法律第57号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。また、「砂防法」(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地の指定状況は図3.2.8-11に示すとおりであり、対象事業実施区域内には指定はない。

対象事業実施区域及びその周囲の「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況は図3.2.8-12に、土砂災害危険箇所の状況は図3.2.8-13に、山地災害危険地区の状況は図3.2.8-14に示すとおりである。

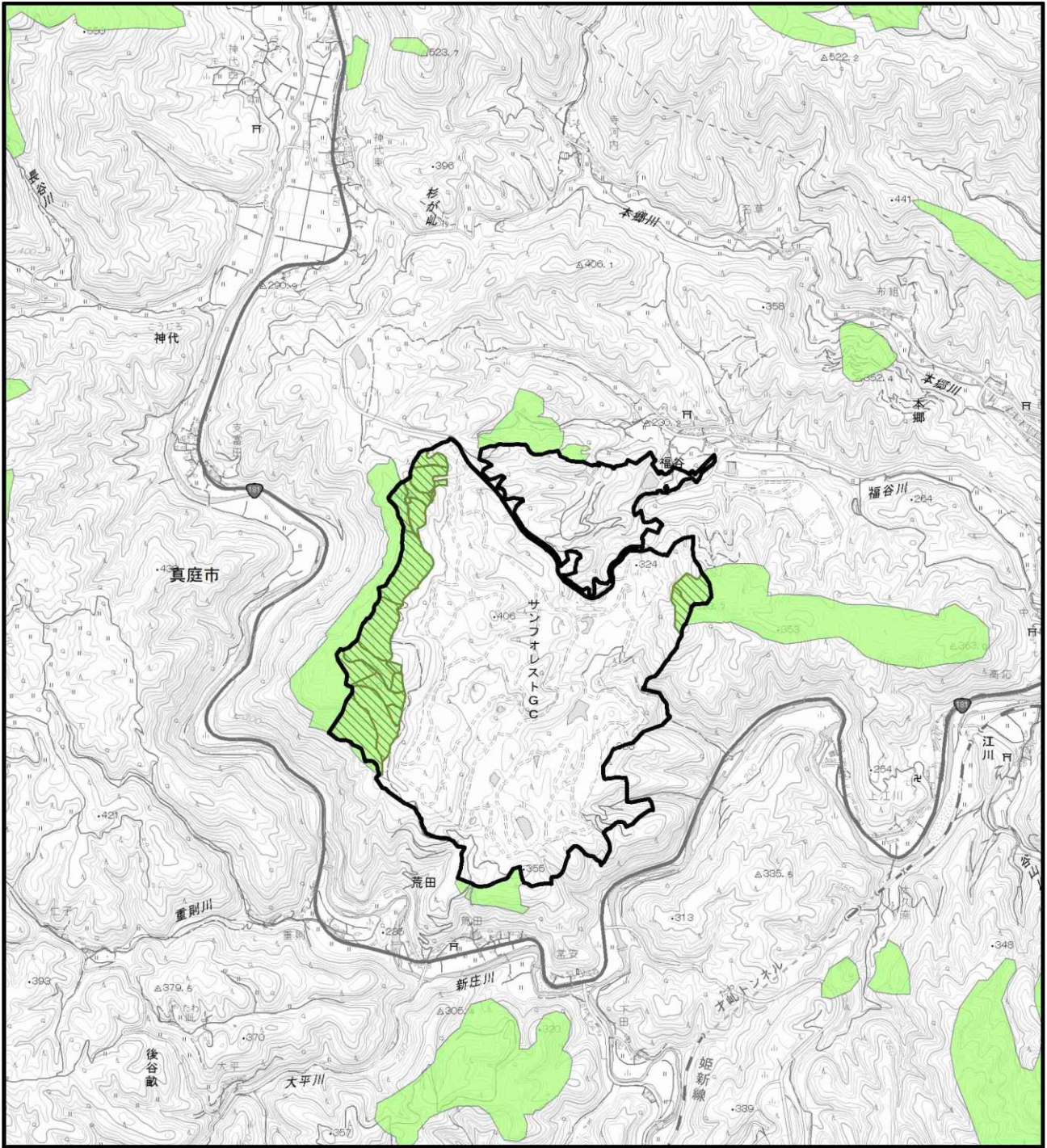
対象事業実施区域の一部は、土砂災害警戒区域(土石流)、土石流危険溪流、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区に指定されている。

(j) 景観法の指定地域

岡山県では、「景観法」(平成16年法律第110号)に基づき「晴れの国おかやま景観計画」(平成20年、岡山県)を制定し、景観行政団体(岡山市、倉敷市、津山市、高梁市、瀬戸内市、真庭市、早島町、新庄村、奈義町)を除く岡山県全域が景観計画区域に指定されている。

真庭市では「真庭市景観計画」(平成24年、真庭市)において真庭市全域が景観計画区域に指定されている。

対象事業実施区域及びその周囲には、図3.2.8-15に示すとおり「真庭市景観計画」における「勝山町並み保存地区」が指定されており、「勝山町並み保存地区内の旭川」が景観重要河川に、「勝山重点景観づくり地区」が重点景観づくり地区に指定されている。



凡例

- 対象事業実施区域
- 保安林 (民有林)
- 水源かん養保安林

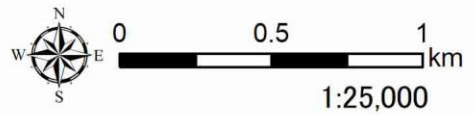
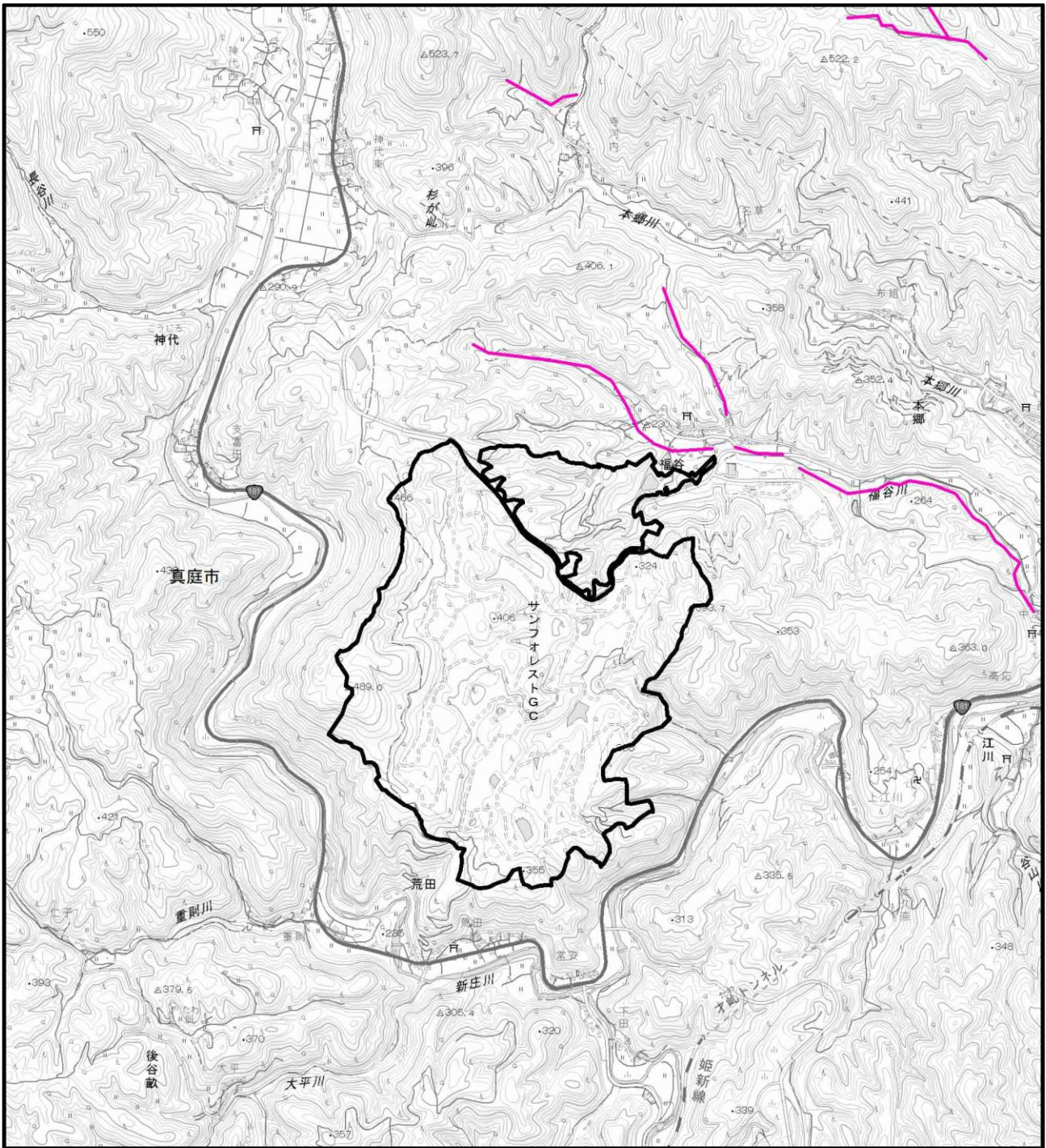


図 3.2.8-10

国有林及び保安林の指定状況

注) 保安林は、対象事業実施区域内のみ種別を記した。  
 出典：「国土数値情報 森林地域 平成 27 年」(国土交通省 HP  
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>) 令和 4 年 6 月 20 日閲覧  
 保安林種別は岡山県美作県民局 森林企画課に聴き取り  
 (令和 4 年 6 月 20 日)



凡例

- 対象事業実施区域
- 砂防指定地

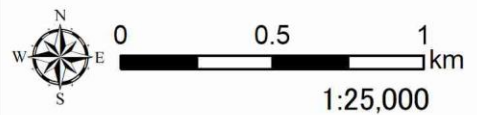
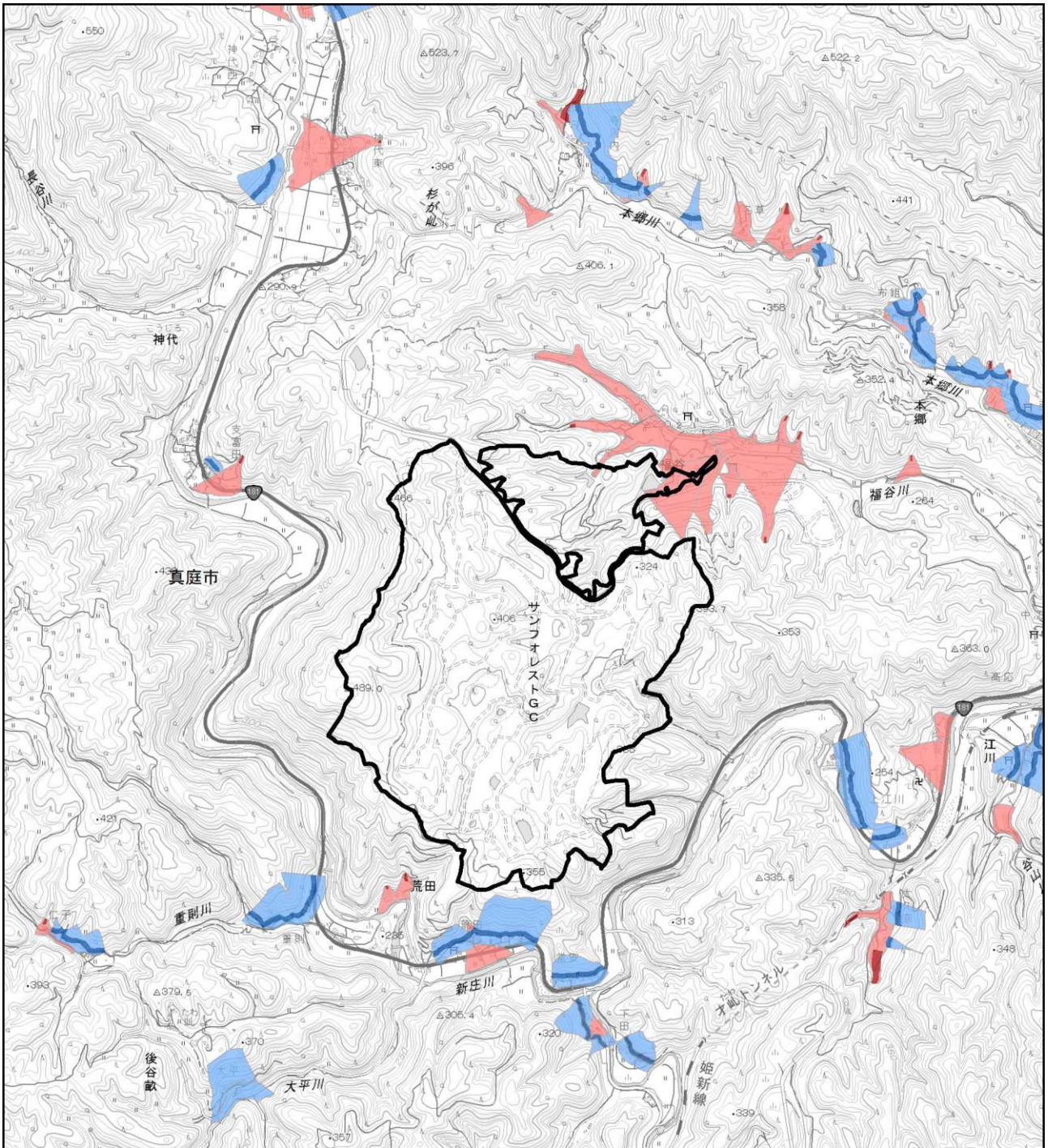


図 3.2.8-11  
国土防災に係る指定状況

出典：「岡山県美作県民局資料」（令和2年5月提供、岡山県）



凡例

- 対象事業実施区域
- 土砂災害特別警戒区域**
- 急傾斜地の崩壊
- 急傾斜地の崩壊
- 土石流
- 土砂災害警戒区域**
- 急傾斜地の崩壊
- 土石流

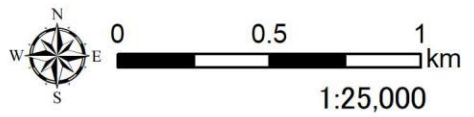
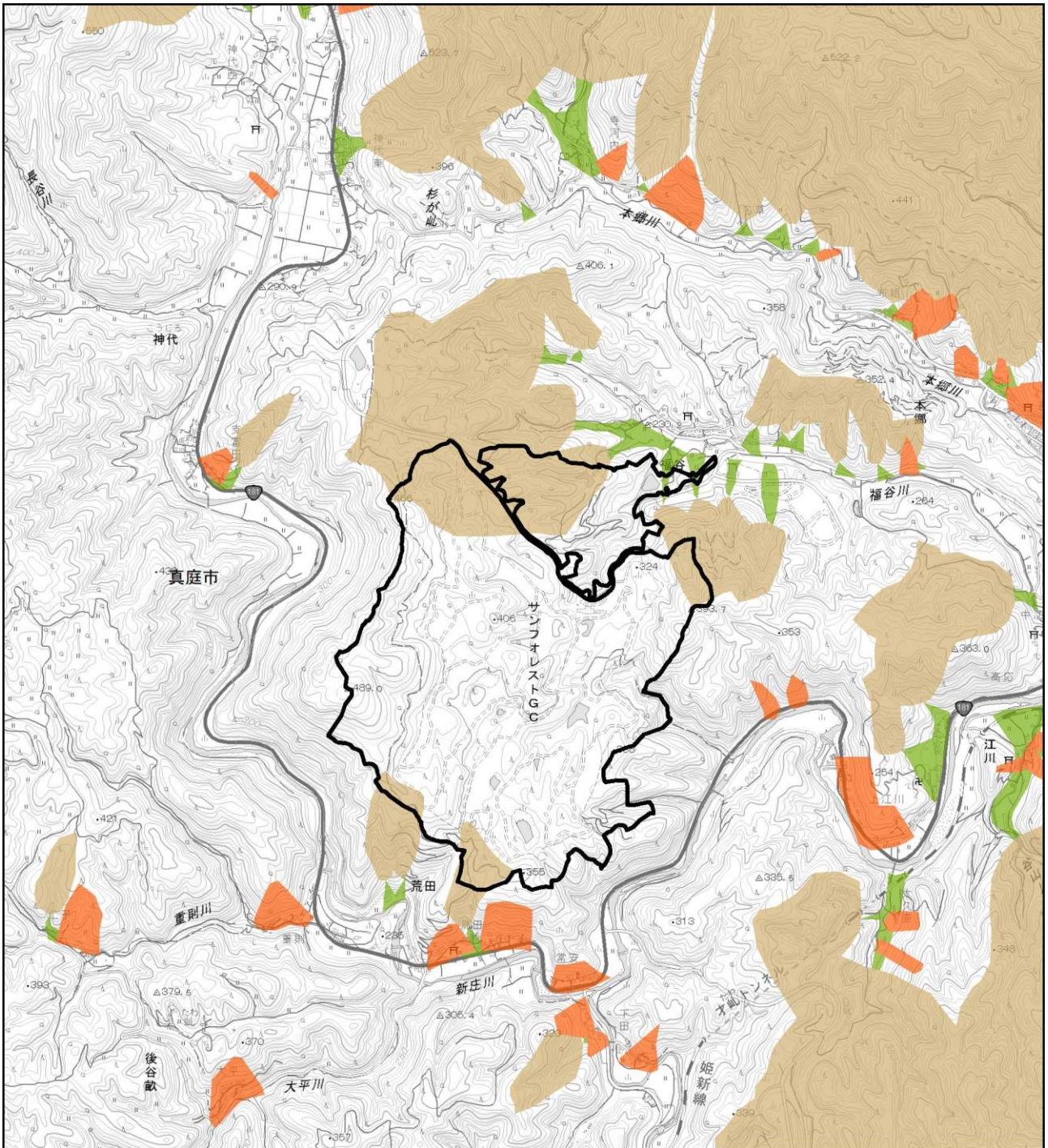


図 3.2.8-12

土砂災害特別警戒区域及び警戒区域の指定状況

出典：「国土数値情報 土砂災害警戒区域 令和元年」（国土交通省 HP <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>）令和4年5月30日閲覧





凡例

- 対象事業実施区域
- 土石流危険渓流
- 土石流危険区域
- 急傾斜地崩壊危険箇所

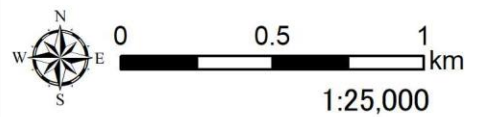
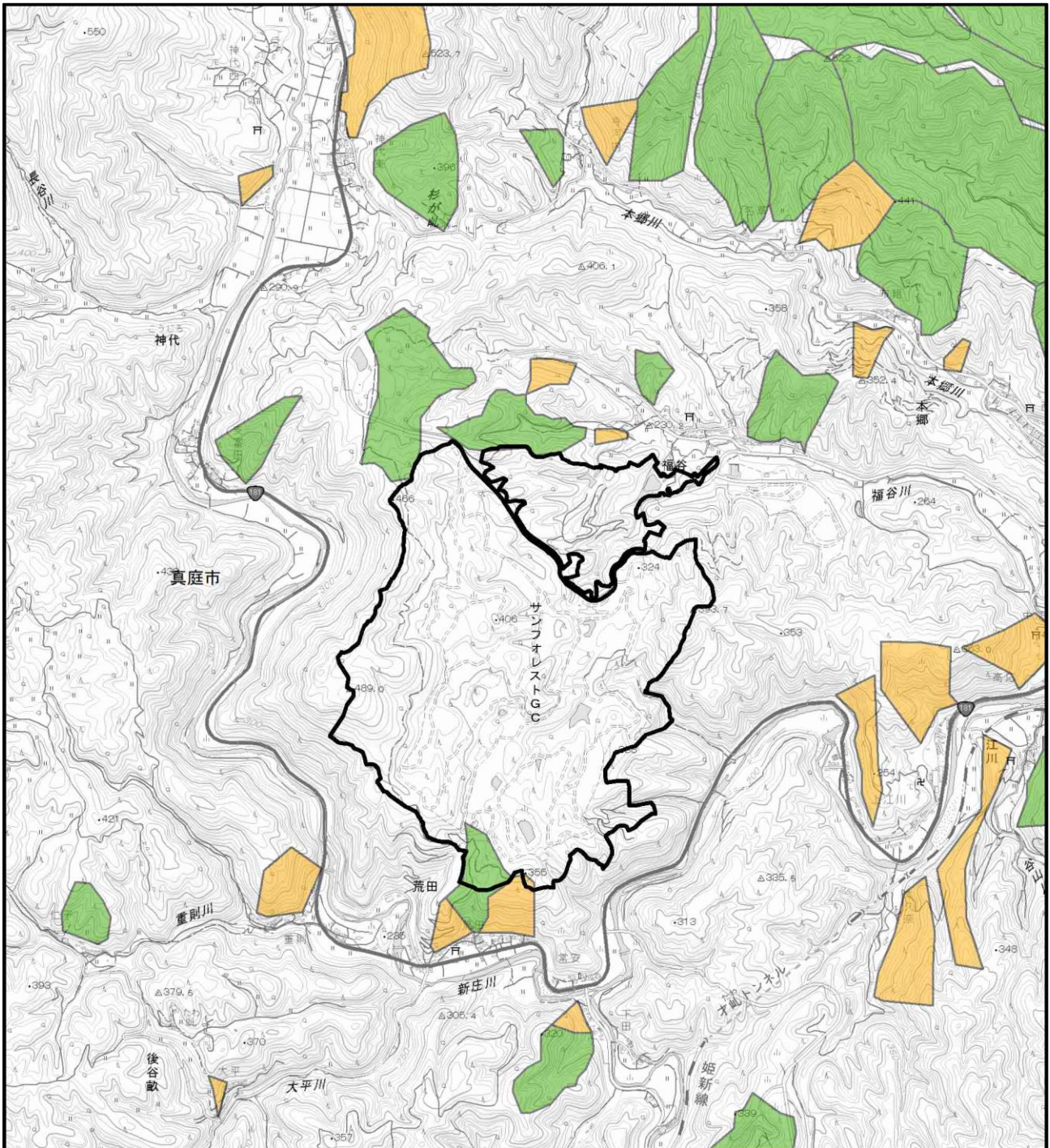


図 3.2.8-13  
土砂災害危険箇所の状況

出典：「国土数値情報 土砂災害危険箇所 平成 22 年」  
 (国土交通省 HP <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>)  
 令和 4 年 5 月 30 日閲覧



凡例

- 対象事業実施区域
- 山腹崩壊危険地区
- 崩壊土砂流出危険地区

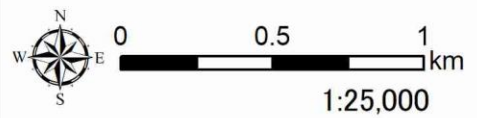
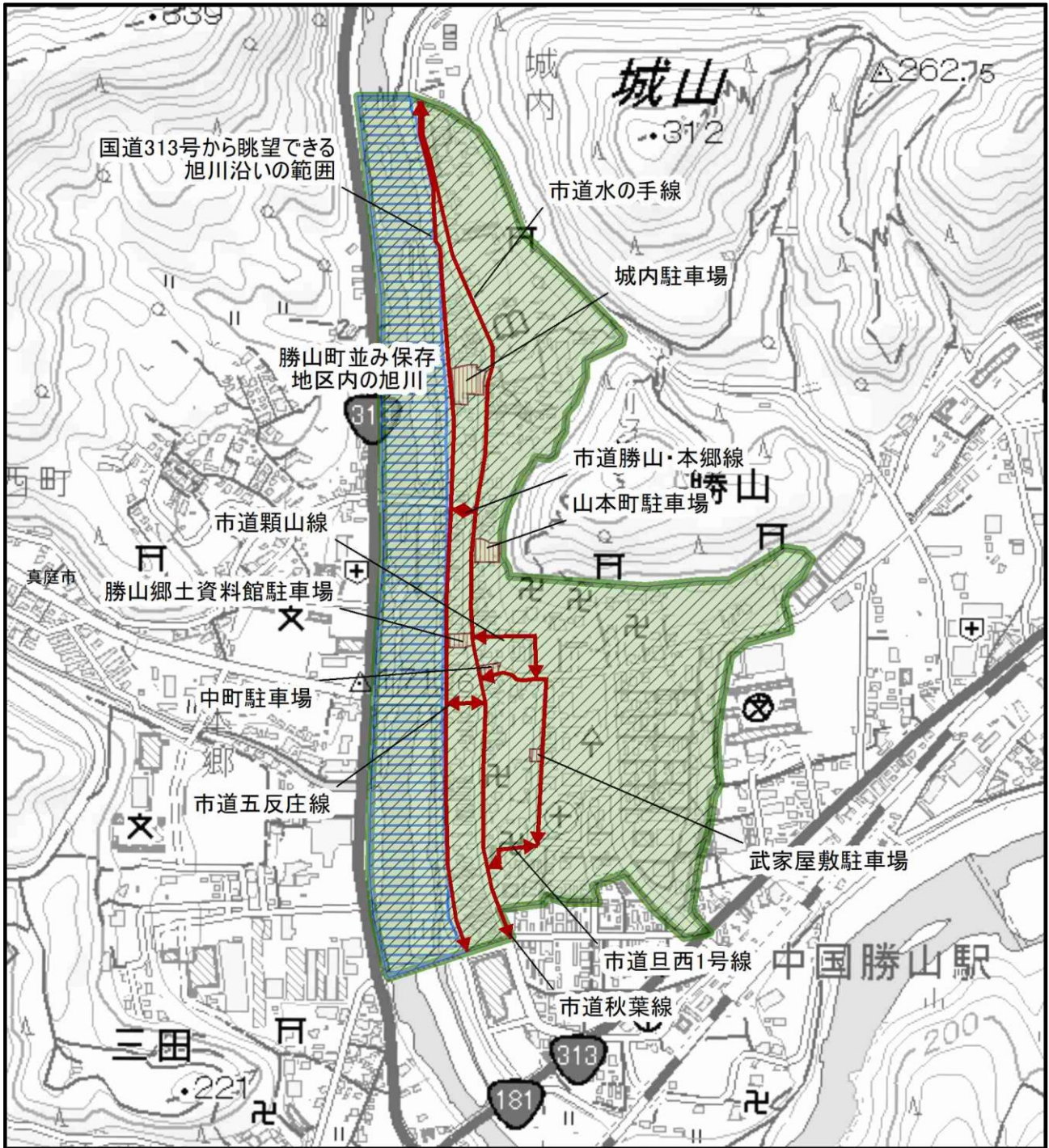


図 3.2.8-14  
山地災害危険地区の状況

出典：「おokayama全県統合型 GIS」  
 (岡山県 HP <http://www.gis.pref.okayama.jp/pref-okayama/Portal>)  
 令和4年5月19日閲覧



凡例

- 対象事業実施区域
- 勝山町並み保存地区
- 景観重要河川
- 勝山重点景観づくり地区
- 周辺環境保全地区
- 景観重点整備地区(駐車場)
- 景観重要整備地区(道路)

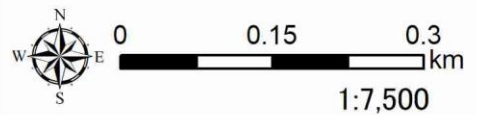


図 3.2.8-15  
景観計画区域の指定状況

出典：「真庭市景観計画」  
(平成 24 年、真庭市)

(4) その他環境保全計画等

(a) 岡山県の環境政策

① 岡山県環境基本計画（エコビジョン 2040）

岡山県では、環境の保全について、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として「岡山県環境基本条例」（平成 8 年岡山県条例第 30 号）を策定した。さらに、行政、事業者、県民それぞれが主体となり、環境の保全への取組を推進するための総合的かつ長期的な目標、施策の大綱として平成 10 年に「岡山県環境基本計画」を策定した。その後の社会情勢の変化や環境を取り巻く状況に対応するため同計画を全面的に見直し、平成 20 年に「新岡山県環境基本計画（エコビジョン 2020）」を策定（平成 29 年に第 2 次改訂）したが、期間満了に伴い、令和 3 年に「岡山県環境基本計画（エコビジョン 2040）」を策定している。岡山県環境基本計画（エコビジョン 2040）の構成については表 3.2.8-29 に示すとおりである。

表 3.2.8-29 岡山県環境基本計画（エコビジョン 2040）の構成

目標		主要施策
基本目標	気候変動対策（緩和・適応）の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新エネルギーの導入推進</li> <li>・省エネルギーの推進</li> <li>・脱炭素社会に向けたライフスタイル・ビジネススタイルの定着促進</li> <li>・環境に配慮した交通環境の整備と活用の推進</li> <li>・温室効果ガスの排出抑制と吸収源対策の推進</li> <li>・気候変動への適応</li> </ul>
	循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会の実現に向けた意識改革と実線</li> <li>・一般廃棄物の 3R の推進</li> <li>・産業廃棄物の 3R の推進</li> <li>・廃棄物の適正処理の推進</li> <li>・不法投棄等の根絶と環境美化の推進</li> <li>・災害廃棄物に対する備え</li> </ul>
	安全・安心な生活環境の保全と創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気環境の保全</li> <li>・水環境の保全</li> <li>・児島湖水質保全対策の推進</li> <li>・瀬戸内海の保全と再生</li> <li>・騒音・振動・悪臭の防止</li> <li>・土壌・地下水汚染の防止</li> <li>・有害化学物質による環境汚染の防止</li> <li>・環境放射線の監視</li> </ul>
	自然と共生した社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園等の保護と利用促進</li> <li>・野生生物の保護と適正な管理の推進</li> <li>・自然とのふれあいの推進</li> <li>・里地・里山の保全</li> <li>・水とみどりに恵まれた環境の保全と創出</li> </ul>
横断的な視点	環境の未来を支える担い手づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働による環境保全活動の促進</li> <li>・環境学習・環境教育の充実</li> <li>・景観の保全と創造</li> </ul>
	環境の未来を創る経済振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境等関連分野の産業の振興</li> <li>・環境と好循環した農林水産業の振興</li> <li>・環境保全に貢献する認証・認定制度の普及促進</li> <li>・環境に配慮した事業者の育成・拡大</li> </ul>

出典：「岡山県環境基本計画（エコビジョン 2040）」

（岡山県 HP <https://www.pref.okayama.jp/page/702875.html>）令和 4 年 6 月 17 日閲覧

## ② 岡山県地球温暖化対策実行計画

岡山県では、県としての地球温暖化対策（緩和策・適応策）の全体像を明らかにするとともに、県民、事業者、行政といった各主体の役割を示すことで、それぞれの役割に応じた対策を積極的に実践し、一丸となって地球温暖化対策に取り組むことを目的として、2011年に「岡山県地球温暖化防止行動計画」を策定した。岡山県地球温暖化防止行動計画は2017年に改定をしており、2023年にその中間見直しを行うとともに、計画の名称を「岡山県地球温暖化対策実行計画」に変更した。また、目標年度が到来した「おかやま新エネルギービジョン（2011年策定、2017年改定）」について、再生エネルギーの普及拡大という大きな方針が岡山県地球温暖化対策実行計画と同じであることから、本計画に統合した。

岡山県地球温暖化対策実行計画では、岡山県の温室効果ガスの排出量等の将来推計と現況、排出量の削減目標、地球温暖化対策の取組（緩和策・適応策）等が示されており、具体的な取組の一つとして太陽光発電の普及拡大を図るとしている。

## ③ 岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例

岡山県では、県民の安全で安心な生活の確保に配慮した太陽光発電の普及及び拡大に寄与することを目的として、「岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例」（令和元年、岡山県条例第47号）を制定した。岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例では、土砂災害の発生するおそれが特に高いとされる砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域を「設置禁止区域」と定め、施設の設置を禁止している。

また、土砂災害の発生するおそれが高いとされる土砂災害警戒区域を「設置に適さない区域」と定め、発電出力50kW以上の施設を設置する場合は、工事に着手する60日前までに、知事への届出を規定している。

## ④ 岡山県県土保全条例

岡山県では、無秩序な開発を防止し、安全で良好な地域環境の確保と県土の秩序ある発展を図るため、「岡山県県土保全条例」を施行している。

10ha以上の規模の開発をしようとする事業主は、開発区域の土地の所有権、その他土地を利用する権利を取得する契約の締結前に、当該土地にかかる開発計画の法的、物理的可能性等について知事と協議する必要がある。また、1ha以上の土地について開発行為をしようとする事業主は、知事の許可を受ける必要がある。

## ⑤ 岡山県自然保護基本計画（第4次）

岡山県では、郷土の自然を保護することを県政の基調として確立し、自然と調和した生活環境を創造することを決意して「岡山県自然保護条例」（昭和46年岡山県条例第63号）を制定した。岡山県自然保護条例に基づいて「岡山県自然保護基本計画」を昭和47年に策定し、数次にわたる改訂を行っており、自然との共生を目標に令和3年に最新版の「岡山県自然保護基本計画」を策定している。計画の構成については表3.2.8-30に示すとおりである。

岡山県は、岡山県自然保護基本計画に基づき保護施策を計画的に推進するとともに、県や市町村をはじめ、ボランティア、自然保護団体、NPO、民間事業者等を含む全ての県民が主体となり自発的かつ積極的に取組を行う体制づくりを進めている。

表 3.2.8-30 岡山県自然保護基本計画の施策体系

基本方針	施策
豊かな自然環境の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園等の保護</li> <li>・地域の特色ある多様な自然環境の保護</li> <li>・自然との調和に配慮した事業活動</li> </ul>
野生生物の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希少野生動植物の保護</li> <li>・野生鳥獣の保護管理</li> <li>・外来生物の対策</li> <li>・生息・生育環境の保全</li> </ul>
水とみどりに恵まれた環境の保全と創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の整備による快適な環境保全</li> <li>・河川、湖沼、瀬戸内海等の環境保全</li> <li>・身近なみどりの創出</li> </ul>
人間が守り伝える自然の豊かさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者・ボランティアの育成</li> <li>・自然環境学習等の推進</li> <li>・自然とのふれあいの場の確保</li> <li>・自然との共生を支える基盤づくり</li> </ul>

出典：「岡山県自然保護基本計画（第4次）」

（岡山県HP <https://www.pref.okayama.jp/page/detail-94242.html>）令和4年6月17日閲覧

(b) 真庭市の環境政策

① 第2次真庭市環境基本計画

真庭市では、平成20年に策定した「真庭市環境基本計画」において、「四季折々の自然と共生する高原と森と清流の美しいまち」を掲げ、清流・森林・草原・里山などの自然環境を総合的に保全する施策を定めた。平成30年には「多彩性と循環性のあるまち」を基本目標と定め、「第2次真庭市環境基本計画」を策定している。

第2次真庭市環境基本計画では目標達成に向けて6つの施策の柱を定めており、それぞれの主な施策は表3.2.8-31に示すとおりである。

施策の柱の一つである「再生可能エネルギーの推進」では、「真庭市にあるその他様々な資源（水、風、太陽等）のさらなる有効活用の検討が重要」と位置づけている。

表 3.2.8-31 第2次真庭市環境基本計画の施策

施策の柱	推進する主な施策
安全・安心な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 清らかな水環境の保全</li><li>・ 騒音・振動・光害・不法投棄などの公害対策</li><li>・ 環境衛生施設の適切な管理運営</li></ul>
循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ごみの発生・排出抑制の推進</li><li>・ 廃棄物の資源化の推進</li><li>・ 新たな資源の地域内循環活用の検討</li></ul>
生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 生物多様性の重要性への理解醸成</li><li>・ 里山などの二次的自然の適切管理</li><li>・ 生態系を活用した防災減災対策の検討</li></ul>
再生可能エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 真庭市に適したエネルギー自給の検討</li><li>・ 地球温暖化防止の取り組み推進</li><li>・ 市民との共同事業の検討</li></ul>
協働による環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 情報提供による関心の喚起</li><li>・ 行動変革と活動参加</li><li>・ 人材の育成</li></ul>
関係人口の増加	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自然資源の再発見・再認識</li><li>・ 自然を生かした市外の方との関与機会の増加</li><li>・ 環境団体・環境人材の育成</li></ul>

出典：「第2次真庭市環境基本計画」（平成30年、真庭市）

## ② 真庭市生物多様性地域連携保全活動計画

真庭市では、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性地域連携促進法）」（平成 22 年法律第 72 号）に基づき、生物多様性の保全、保全活動を通じた地域づくり、地域独自のエネルギー循環システムへの寄与、多様な主体が関わる地域連携の構築を目的として「真庭市生物多様性地域連携保全活動計画」を平成 26 年に策定している。

将来あるべき姿として掲げられた 5 つの目標と、その目標に応じた個別計画は表 3.2.8-32 に示すとおりである。

表 3.2.8-32 真庭市生物多様性地域連携保全活動計画の目標と個別計画

目標	個別計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中国山地の山々や蒜山高原の自然環境及び地域景観の保全</li> <li>・ 森林資源の有効利用による循環型地域社会の形成と健全な森林環境の再生</li> <li>・ 多様な人々による里地里山環境の整備活動による生物多様性の保全</li> <li>・ 旭川上流水系における多様な生き物が棲む水辺や溪流環境の保全</li> <li>・ 石灰岩地や蛇紋岩地等地域でも特異的要素を持った自然環境の保全</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 真庭の原風景を残そう！ -鳩ヶ原草原の保全-</li> <li>2. 虫たちに出会う -スキー場で草っチャオ！-</li> <li>3. トンボの森づくり -津黒の里山ビフォーアフター-</li> <li>4. 浜子でアミーゴ！ -谷津田エコアップ作戦-</li> <li>5. よみがえる山王湿原 -湿原エコアップ作戦-</li> <li>6. 民学官連携、魅せる湿原再生 -津黒高原湿原再生-</li> <li>7. 静かな湖畔の森の陰から野鳥を探そう♪</li> <li>8. 川の王者 -ハンザキ大明神を追う！-</li> <li>9. 今年もいるかな？旭川の水鳥たち</li> <li>10. 魚たちからの伝言“川へおいでよ”</li> <li>11. 湿原の底力！内海谷湿原の再生</li> </ol>

出典：「真庭市生物多様性地域連携保全活動計画」（平成 26 年、真庭市）



### ③ 真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

真庭市では、「真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」(平成27年、真庭市条例第2号)を制定し、特色ある景観、豊かな自然環境及び安全安心な生活環境の保全及び形成と急速に普及が進む発電事業に係る再生可能エネルギー源の利用との調和を図るために必要な事項を定め、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することとしている。

なお、対象事業実施区域及びその周囲には、抑制区域(再生可能エネルギー発電設備の設置を行う事業を抑制する区域)の指定はない。

(c) 関係法令等による規制状況のまとめ

対象事業実施区域及びその周囲について、関係法令等による規制状況は表 3.2.8-33 に示すとおりである。

表 3.2.8-33 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無	
			真庭市	対象事業 実施区域
土地	都市緑地法	緑地保全地域	×	×
		特別緑地保全地区	×	×
	生産緑地法	生産緑地地区	×	×
	都市計画法	風致地区	×	×
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	○	○
	森林法	地域森林計画対象民有林	○	○
	岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例	設置禁止区域	○	×
		設置に適さない区域	○	×
岡山県土保全条例	1ha以上の開発行為「土地の区画形質の変更」	○	○	
真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	抑制区域	○	×	
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	○	×
		水域類型指定	○	×
	大気汚染防止法	総量規制指定地域	×	×
	騒音規制法	区域指定	○	×
	振動規制法	区域指定	○	×
	悪臭防止法	区域指定	○	○
	水質汚濁防止法	総量規制指定地域	○	○
	水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例	上乗せ排水基準（河川等水域）	○	○
	瀬戸内海環境保全特別措置法	適用区域	○	○
	岡山県環境への負荷の低減に関する条例	排出基準等(大気汚染、騒音・振動)	○	×
		土壌汚染及び地下水汚染にかかる基準 公共用水域への排水の排水基準を定める特定施設	○	○
	土壌汚染対策法	要措置区域	×	×
		形質変更時要届出区域	×	×
	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	農用地土壌汚染対策地域	×	×
工業用水法	指定地域	×	×	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	指定地域	×	×	
自然保護	自然公園法	国立公園	○	×
		国定公園	×	×
	岡山県立自然公園条例	県立自然公園	○	×
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域	×	×
		自然環境保全地域	×	×
	岡山県自然保護条例	自然環境保全地域	○	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	世界文化遺産・自然遺産	×	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×
	岡山県希少野生動植物保護条例	生息地等保護区	×	×
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	条約湿地	×	×	
水産資源保護法	保護水面	×	×	
文化財	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物	○	×
		埋蔵文化財包蔵地	○	○
	岡山県文化財保護条例	県指定史跡・名勝・天然記念物	○	×
	真庭市文化財保護条例	市指定史跡・名勝・天然記念物	○	-
国土防災	森林法	国有林	○	×
		保安林	○	○
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	×
	砂防法	砂防指定地	○	×
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律		土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	○	○
景観	景観法	景観計画区域	○	×
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物処理法に基づく指定区域	○	×

注1: 表中「○」は指定あり、「×」は指定なし、「-」は位置が非公表であり指定の有無が不明であることを示す。

### 3.2.9 その他の事項

#### (1) 対象事業実施区域及びその周囲における稼働中及び計画中の太陽光発電所の状況

「環境アセスメントデータベース」（環境省 HP、令和 4 年 6 月 17 日閲覧）によると、対象事業実施区域及びその周囲において、環境影響評価手続が必要となる規模の稼働中及び計画中の太陽光発電所は存在しない。

(空白)